

那覇市公報

第 1 6 2 0 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課）…………… 667

◇ 公 告 ◇

○那覇市営住宅活用用地活用事業者募集について（建設企画課）…………… 669

○会議開催の公告（商工農水課）…………… 670

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 671

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 672

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 673

◇ 消防局訓令 ◇

○那覇市消防職員研修規程…………… 674

○那覇市消防本部の名称変更等に伴う消防本部関係訓令の整理に関する訓令
…………… 680

○那覇市消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める訓令…………… 715

○那覇市消防職員立入検査証票規程の一部を改正する訓令…………… 716

◇ 上下水道局規程 ◇

○那覇市情報公開条例施行規程及び那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程…………… 720

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について……………	723
----------------------------------	-----

◇選挙管理委員会告示◇

○選挙人名簿の縦覧場所について……………	724
○在外選挙人名簿の縦覧場所について……………	725

◇監査委員公表◇

○那覇市職員措置請求監査結果について（公表）……………	726
○那覇市職員措置請求監査結果について（公表）……………	741

◇公平委員会規則◇

○那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則……………	750
-------------------------------	-----

告 示

那覇市告示第 61 号

平成 26 年 4 月 14 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

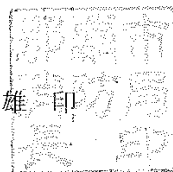
個人情報目的外利用等届出書

那 消 救 第 6 号

平 成 2 6 年 4 月 7 日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防局長 玉城 則雄



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防局 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	第三者行為求償に伴う救急搬送者名簿 128件
利 用 等 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成 26年 4 月 9 日
目的外利用等をする 個人情報の内容	平成26年2月1日から、平成26年3月31日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別（交通事故・労働災害・加害） 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規定による、（実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合） 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新 た な 利 用 課 又 は 提 供 先	那覇市国民健康保険課
所 管 部 課	那覇市消防局 救急課 電話 867-1199 (内) 671-1313

公 告

那覇市公告第 31 号

平成 26 年 4 月 28 日

掲 示 済

那覇市営住宅活用用地活用事業者募集について

那覇市では、「那覇市営住宅活用用地活用事業者募集」を行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 事業者募集の趣旨

本市では、市営住宅の建替事業で創出する活用用地（余剰地）を民間事業者の活力導入による地域住民の利便性の向上、地域活性化及び良好なまちづくりの推進を目的に売却することとしました。

本事業者募集における買受事業者は、本市の那覇市住宅政策等審議会において同用地の活用事業計画の内容と買受希望価格の両面から審査・評価した上で、優先交渉権者（事業予定者）として選定するものです。

事業者の皆様には、本事業者募集の趣旨をご理解いただき、当該活用用地の利活用に相応しい企画提案をお願いいたします。

なお、本事業者募集の詳細については、「那覇市営住宅活用用地活用事業者募集要項 久場川2期分（再々募集）」ご参照ください。

2 対象となる土地

久場川市営住宅活用用地第2期分

那覇市首里久場川町2丁目18番8

面積 1,926.24 m²**3 募集要項の配布**

本市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.naha.okinawa.jp>**4 応募書類等の受付**

平成26年6月25日（水）～平成26年7月1日（火）

5 応募書類等受付窓口（事務局）

建設管理部 建設企画課（那覇市役所 本庁舎8階）

TEL （098）951-3235

FAX （098）951-3252

那覇市公告第 38 号
平成 26 年 5 月 1 日
掲 示 済

会議開催の公告

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 会議の名称 | 平成 26 年度第 1 回那覇市中小企業振興審議会 |
| 2 | 開催年月日 | 平成 26 年 5 月 22 日（木）10 時 00 分から 12 時 00 分まで |
| 3 | 開催場所 | 那覇市役所本庁舎 6 階 602 会議室 |
| 4 | 議 題 | 次年度以降の中小企業振興施策について（審議） |
| 5 | 傍 聴 | 公開とする。 |
| 6 | 意見提出 | 会議の議題について意見のある方は、26 年 5 月 16 日（金）までに経済観光部商工農水課に意見書を提出してください。 |
| 7 | 照 会 先 | 担当事務局 （経済観光部商工農水課 産業政策 G）
（☎951-3212 内 705440） |

那覇市公告第 49 号
平成 26 年 5 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 25 年 12 月 26 日 第 H25－05 号 那覇市指令都建第 2569 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市真嘉比古島第二土地区画整理地内 110 街区 1 画地△ 2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
浦添市内間四丁目 1 番 5 号（株）ローソン（代古謝 将之
- 5 検査済証番号 平成 26 年 4 月 16 日 那都建第 31 号
- 6 工事完了年月日 平成 26 年 4 月 3 日

那覇市公告第 50 号
平成 26 年 5 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 26 年 4 月 10 日 第 H25-03-02 号 那覇市指令都建第 610 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市宮城一丁目 42 番 10（3 工区）
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市戸塚区戸塚町 143-4（株）富士開発（代）小尾 一
- 5 検査済証番号 平成 26 年 4 月 23 日 那都建第 20 号
- 6 工事完了年月日 平成 26 年 4 月 10 日

那覇市公告第 51 号
平成 26 年 5 月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 26 年 3 月 26 日 第 20－78－2 号 那覇市指令都建第 3286 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 那覇市首里久場川町二丁目 18 番 3 ほか 7 筆
(3 工区)
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号 那覇市長 翁長 雄志
- 5 検査済証番号 平成 26 年 4 月 25 日 那都建第 47 号
- 6 工事完了年月日 平成 26 年 4 月 11 日

消防局訓令

那覇市消防局訓令第1号

平成26年4月1日

施 行 済

那覇市消防職員研修規程を(新規制定)する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長 玉城 則雄

那覇市消防職員研修規程

平成26年4月1日

消防局訓令第1号

（目的）

第1条 この訓令は、那覇市職員研修規程（昭和61年那覇市訓令第3号）に定めるもののほか、那覇市消防職員（以下「職員」という。）の研修に関し必要な事項を定め、もって職員の職務遂行に必要な知識・技能の向上を図ることを目的とする。

（研修の種類）

第2条 研修の種類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 特別派遣研修
- （2） 学校派遣研修
- （3） 人事課主催研修
- （4） 資格取得研修
- （5） 職場内研修

（特別派遣研修）

第3条 特別派遣研修とは、国、県又はその他の機関に職員を派遣して実施する研修をいう。

（学校派遣研修）

第4条 学校派遣研修とは、消防大学校、救急救命士養成機関、先進都市消防学校及び沖縄県消防学校等の学校教育機関に職員を派遣して実施する研修をいう。

（人事課主催研修）

第5条 人事課主催研修とは、那覇市の人事課が所管して実施する研修をいう。

（資格取得研修）

第6条 資格取得研修とは、資格取得のために職員を派遣して実施する研修をいう。

（職場内研修）

第7条 職場内研修とは、職場において所属長が職員に対して実施する研修をいう。ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- （1） 那覇市消防局警防規程（平成20年那覇市消防本部訓令第1号）第72条各号に掲げる訓練
- （2） 所属長の許可を得て職員が行う自主的な勉強会等

2 職場内研修は、2以上の課又は消防署が共同して実施することが

できるものとする。

（研修受講者の決定）

第8条 研修受講者は、所属長が推薦する職員又は受講を希望する職員の中から消防局長が決定する。ただし、職場内研修については、所属長が決定する。

（所属長の協力義務）

第9条 研修を命じられた職員の所属長は、その職員が研修に専念できるよう配慮しなければならない。

（研修の結果報告）

第10条 研修受講者は、第2条第1号から第4号に掲げる研修を修了したとき、研修結果報告書（第1号様式）を消防局長に提出する。ただし、復命書をもって報告する場合は、これを省略することができる。

2 所属長は、職場内研修を実施したとき、職場内研修結果報告書（第2号様式）を消防局長に提出する。

（研修報告会の開催）

第11条 研修を修了した者は、研修で培った知識を職場に還元するため、研修報告会を開催することができる。

（職場内研修の講師）

第12条 所属長は、次の各号のいずれかに該当する職員を、職場内研修の講師に命ずることができる。

- （1）消防大学校の課程を修了した者
- （2）救急救命士資格取得者
- （3）その他、消防局長が指名する者

2 所属長は、職場内研修の実施にあたり必要があるときは、外部の機関等に講師の派遣を依頼することができる。

（研修の効果測定）

第13条 所属長又は講師は、職場内研修が終了したときは、レポート提出、実技テストその他適当な方法により、研修の効果測定を行うことができるものとする。

（人事記録の登載等）

第14条 消防局総務課人事担当者（以下人事担当者という。）は、第2条第1号から第4号までの研修を修了した者について、人事記録にその旨を登載する。

2 職場内研修を修了した者については、人事担当者が、人事記録とは別に記録簿を作成し、その旨を登載する。

（補則）

第15条 この訓令に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、消防局総務課長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

第1号様式(第10条関係)

[illegible]

第2号様式（第10条関係）

職場内研修結果報告書			
		年 月 日	
消防局長 様		署（課）長	
次のとおり報告します。			
研 修 名			
研修期間	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで		
研修場所			
講 師 名			
受 講 者	合計 人（名簿は下記のとおり）		
受講者名簿			
	所 属	階 級	氏 名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			

※受講者が多数の場合は、別添名簿を添付して報告すること。

那覇市消防局訓令第2号
平成26年4月1日
施 行 済

那覇市消防本部の名称変更等に伴う消防本部関係訓令の整理に関する訓令を別紙のように制定する。

那覇市消防局長 玉城 則雄

那覇市消防本部の名称変更等に伴う消防本部関係訓令の整理に関する訓令

(那覇市消防署の組織に関する規程の一部改正)

第1条 那覇市消防署の組織に関する規程(昭和47年消防本部訓令第1号)の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
(職務代理) 第5条 署長に事故があるとき、又は署長が欠けたときは、副署長が署長の職務権限を代理して行う。 2 署長及び副署長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ<u>消防長</u>が定めた者が署長の職務権限を代理して行う。 3 出張所長に事故があるとき、又は出張所長が欠けたときは、あらかじめ<u>消防長</u>が定める者が出張所長の職務権限を代理して行う。	(職務代理) 第5条 [略] 2 署長及び副署長ともに事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ<u>消防局長</u>が定めた者が署長の職務権限を代理して行う。 3 出張所長に事故があるとき、又は出張所長が欠けたときは、あらかじめ<u>消防局長</u>が定める者が出張所長の職務権限を代理して行う。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市消防本部事務専決規程の一部改正)

第2条 那覇市消防本部事務専決規程(昭和53年消防本部訓令第1号)の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市消防本部事務専決規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、<u>消防長</u>の権限に属する事務を迅速に処理し、明確な責任の範囲を定め、より能率的な消防事務の遂行を期するため、事務の専決について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるとおりとする。 (1) 決裁 <u>消防長</u>の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。	<u>那覇市消防局事務専決規程</u> (趣旨) 第1条 この規程は、<u>消防局長</u>の権限に属する事務を迅速に処理し、明確な責任の範囲を定め、より能率的な消防事務の遂行を期するため、事務の専決について必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 [略] (1) 決裁 <u>消防局長</u>の権限に属する事務について最終的にその意思を決定することをいう。

(2) 専決 専決者がこの規程に定める範囲に属する事務について決裁することをいう。 (3) 代決 <u>消防長</u>又は専決者が不在である場合において、この規程に定める者が<u>消防長</u>又は専決者に代って決裁することをいう。 (専決) 第3条 <u>副消防長</u>、署長及び課長で専決できる事項は、別表のとおりとする。 2 別表に示された事項であっても、次に掲げるものについては上司の決裁を受けなければならない。 (1)～(4) [略] (代決) 第4条 <u>消防長</u>に事故がある場合は<u>副消防長</u>が代決する。 2 決裁者に事故があるとき、決裁者が<u>副消防長</u>であるときは主管の課長が、決裁者が署長であるときは次席が、決裁者が課長であるときは主務の主幹又は係長がそれぞれの事務を代決する。 3 [略] 別表 <u>副消防長</u>専決事項 1～5 [略]	(2) [略] (3) 代決 <u>消防局長</u>又は専決者が不在である場合において、この規程に定める者が<u>消防局長</u>又は専決者に代って決裁することをいう。 (専決) 第3条 <u>次長</u>、署長及び課長で専決できる事項は、別表のとおりとする。 2 [略] (1)～(4) [略] (代決) 第4条 <u>消防局長</u>に事故がある場合は<u>次長</u>が代決する。 2 決裁者に事故があるとき、決裁者が<u>次長</u>であるときは主管の課長が、決裁者が署長であるときは副署長が、決裁者が課長であるときは主務の主幹又は係長がそれぞれの事務を代決する。 3 [略] 別表 <u>次長</u>専決事項 1～5 [略]
備考 前条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

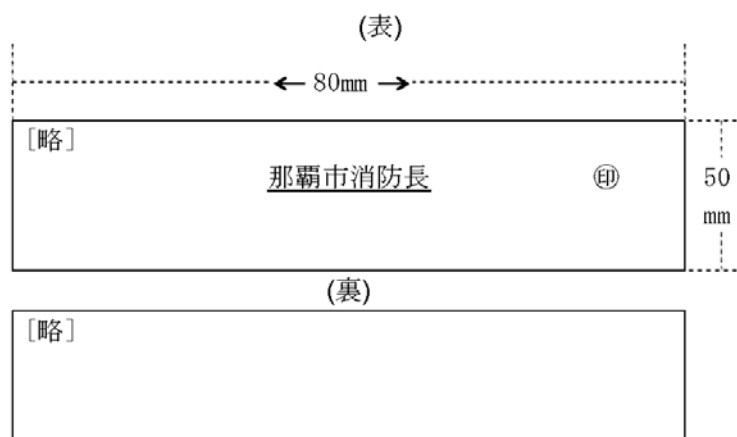
(那覇市消防職員立入検査証票規程の一部改正)

第3条 那覇市消防職員立入検査証票規程(昭和53年消防本部訓令第2号)の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
消防法(昭和23年法律第186号)第4条第4項 第16条の5第3項及び第34条第2項の規定により本市消防職員が関係のある場所に立入る場合に提示する証票は別記様式のとおりとする。 [様式 別記]	[略] [様式 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

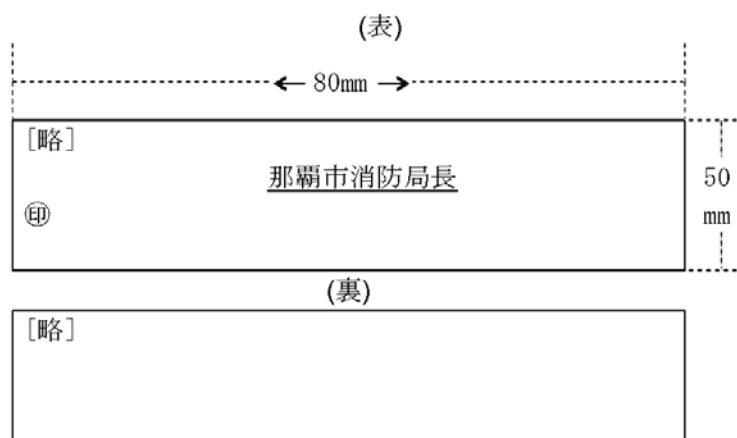
〔改正前 別記〕

別記様式



〔改正後 別記〕

別記様式



(那覇市消防職員服務規程の一部改正)

第4条 那覇市消防職員服務規程(昭和54年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所見等公表の制限) 第7条 職員は、<u>消防長</u>に無断で消防一般の行政に影響を及ぼす所見を公表してはならない。 (出勤簿及び遅参早退簿の押印) 第8条 職員は、定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、<u>消防長</u>が認める場合は、この限りでない。	(所見等公表の制限) 第7条 職員は、<u>消防局長</u>に無断で消防一般の行政に影響を及ぼす所見を公表してはならない。 (出勤簿及び遅参早退簿の押印) 第8条 職員は、定刻までに出勤し、出勤簿に自ら押印しなければならない。ただし、<u>消防局長</u>が認める場合は、この限りでない。

2～3 〔略〕

(事故等の報告)

第24条 所属長は、職員に重大な事故が生じたときは、速やかに消防長及び上司に報告しなければならない。

第1号様式

那覇市消防長 殿	消 防 長	〔略〕
〔略〕		

第2号様式

消防長	〔略〕
那覇市消防長 殿	〔略〕
〔略〕	

第3号様式

那覇市消防長 殿	消防長	〔略〕
〔略〕		

第4号様式

(表)

〔略〕

(裏)

〔略〕

第5号様式

那覇市消防長 殿	消防長	〔略〕
〔略〕		

第6号様式

消防長	〔略〕
那覇市消防長 殿	〔略〕
〔略〕	

第6号様式の2

消防長	〔略〕
那覇市消防長 殿	〔略〕
〔略〕	

第7号様式

消防長	〔略〕
那覇市消防長 殿	〔略〕
〔略〕	

第8号様式

い。

2～3 〔略〕

(事故等の報告)

第24条 所属長は、職員に重大な事故が生じたときは、速やかに消防局長及び上司に報告しなければならない。

第1号様式(第9条関係)

那覇市消防局長 宛	消防局長	〔略〕
〔略〕		

第2号様式(第9条関係)

消防局長	〔略〕
那覇市消防局長 宛	〔略〕
〔略〕	

第3号様式(第9条関係)

那覇市消防局長 宛	消防局長	〔略〕
〔略〕		

第4号様式(第9条関係)

(表)

〔略〕

(裏)

〔略〕

第5号様式(第10条関係)

那覇市消防局長 宛	消防局長	〔略〕
〔略〕		

第6号様式(第11条関係)

消防局長	〔略〕
那覇市消防局長 宛	〔略〕
〔略〕	

第6号様式の2(第12条関係)

消防局長	〔略〕
那覇市消防局長 宛	〔略〕
〔略〕	

第7号様式(第13条関係)

消防局長	〔略〕
那覇市消防局長 宛	〔略〕
〔略〕	

第8号様式(第13条関係)

消防長 [略] 那覇市消防長 殿 [略] [略]	消防局長 [略] 那覇市消防局長 宛 [略] [略]
第9号様式 消防長 [略] 那覇市消防長 殿 [略] [略]	第9号様式(第14条関係) 消防局長 [略] 那覇市消防局長 宛 [略] [略]
第10号様式 那覇市消防長 殿 消防長 [略] [略]	第10号様式(第15条関係) 那覇市消防局長 宛 消防局長 [略] [略]
第11号様式 消防長 [略] 那覇市消防長 殿 [略] [略]	第11号様式(第16条関係) 消防局長 [略] 那覇市消防局長 宛 [略] [略]
第12号様式 [略]	第12号様式(第20条関係) [略]
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 様式の改正規定において、改正後部分に対応する改正前部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

（那覇市消防署勤務規程の一部改正）

第5条 那覇市消防署勤務規程(昭和54年消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(巡視記録) 第13条 監督者は、監督事項及び職務上の指導事項でその内容が特に記録を要する場合は、これに対してとった処置及び意見を所属長を経て消防長に提出しなければならない。 (監督者会議) 第14条 消防長及び署長は、必要な階級の監督者会議を開き職務執行その他消防事務一般の統一改善を図るものとする。 2 [略]	(巡視記録) 第13条 監督者は、監督事項及び職務上の指導事項でその内容が特に記録を要する場合は、これに対してとった処置及び意見を所属長を経て消防局長に提出しなければならない。 (監督者会議) 第14条 消防局長及び署長は、必要な階級の監督者会議を開き職務執行その他消防事務一般の統一改善を図るものとする。 2 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市消防本部救急業務規程の一部改正）

第6条 那覇市消防本部救急業務規程(昭和61年消防本部訓令第3号)の一部を次のように改

正する。

改正前	改正後
<u>那覇市消防本部救急業務規程</u> (編成) 第3条 救急隊は、救急自動車及び救急隊員をもって編成する。ただし、<u>消防長</u>が特に必要と認めたときは、救急自動車以外の消防車をもって編成することができる。 (出場区分) 第4条 救急隊の出場区域は、那覇市行政区域とする。ただし、<u>消防長</u>の特命がある場合はこの限りでない。 (任命) 第5条 <u>消防長</u>は、次に掲げる資格を有する職員のうちから救急隊員(以下「隊員」という。)を任命する。 (1)～(2) [略] (3) 前号に規定する者と同等以上の能力を有すると<u>消防長</u>が認める者 (月報) 第24条 救急課長は、毎月の救急業務の処理状況を救急月報により<u>消防長</u>に報告しなければならない。 (救急資材の修繕申請等) 第25条 隊長は、救急資器材の修繕又は交換を必要とするときは、救急資器材・交換申請書により署長を経て救急課長に申請しなければならない。 2 隊長は、救急資器材を破損又は紛失したときは、救急資器材破損・紛失報告書により<u>消防長</u>に報告しなければならない。 (様式) 第31条 この訓令の施行に必要な報告書等の様式は、<u>消防長</u>の承認を得て救急課長が別に定める。 (委任)	<u>那覇市消防局救急業務規程</u> (編成) 第3条 救急隊は、救急自動車及び救急隊員をもって編成する。ただし、<u>消防局長</u>が特に必要と認めたときは、救急自動車以外の消防車をもって編成することができる。 (出場区分) 第4条 救急隊の出場区域は、那覇市行政区域とする。ただし、<u>消防局長</u>の特命がある場合はこの限りでない。 (任命) 第5条 <u>消防局長</u>は、次に掲げる資格を有する職員のうちから救急隊員(以下「隊員」という。)を任命する。 (1)～(2) [略] (3) 前号に規定する者と同等以上の能力を有すると<u>消防局長</u>が認める者 (月報) 第24条 救急課長は、毎月の救急業務の処理状況を救急月報により<u>消防局長</u>に報告しなければならない。 (救急資材の修繕申請等) 第25条 [略] 2 隊長は、救急資器材を破損又は紛失したときは、救急資器材破損・紛失報告書により<u>消防局長</u>に報告しなければならない。 (様式) 第31条 この訓令の施行に必要な報告書等の様式は、<u>消防局長</u>の承認を得て救急課長が別に定める。 (委任)

第32条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>消防長</u> の承認を得て救急課長が別に定める。	第32条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、 <u>消防局長</u> の承認を得て救急課長が別に定める。
---	--

備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。

（那覇市火災調査規程の一部改正）

第7条 那覇市火災調査規程（昭和61年消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（調査の責任） 第6条 調査の実施責任者は、<u>消防長</u>又は火災の発生した区域を管轄する消防署長（以下「署長」という。）とする。 （調査本部の設置） 第7条 <u>消防長</u>が必要があると認める火災については、調査本部を設置して調査するものとする。 2 前項の規定による調査本部を設置した場合は、<u>副消防長</u>が調査の指揮統制に当るものとする。 （調査本部の解散） 第8条 <u>消防長</u>は、調査が完了したときは、調査本部を解散する。ただし、調査の状況により調査完了前であっても調査本部を解散することができる。 2 前項ただし書の規定により調査本部が解散したときは、予防課長が継続して調査を行わなければならない。 （調査員の専任） 第9条 調査に従事する職員（以下「調査員」という。）は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。 (1)～(2) [略] (3) 前各号に掲げる者のほか、<u>消防長</u>又は署長が認める者 （焼死者の取扱い）	（調査の責任） 第6条 調査の実施責任者は、<u>消防局長</u>又は火災の発生した区域を管轄する消防署長（以下「署長」という。）とする。 （調査本部の設置） 第7条 <u>消防局長</u>が必要があると認める火災については、調査本部を設置して調査するものとする。 2 前項の規定による調査本部を設置した場合は、<u>次長</u>が調査の指揮統制に当るものとする。 （調査本部の解散） 第8条 <u>消防局長</u>は、調査が完了したときは、調査本部を解散する。ただし、調査の状況により調査完了前であっても調査本部を解散することができる。 2 [略] （調査員の専任） 第9条 [略] (1)～(2) [略] (3) 前各号に掲げる者のほか、<u>消防局長</u>又は署長が認める者 （焼死者の取扱い）

第19条 署長又は現場指揮者は、現場において焼死者又はその他の死者を発見したときは、直ちに消防長に報告するとともに、所轄警察署に通報し、その現場保存に努めなければならない。

（り災届の提出）

第31条 消防長又は署長は、調査のため必要があるときは、り災者その他関係者にり災届出書（第5号様式）の提出を求めるものとする。

（損害額の決定）

第32条 消防長又は署長は、調査によりは握したり災物件及びり災届出書を総合的に検討し、損害額を決定しなければならない。

2 前項の損害額は、り災した当時の時価とし、算出基準については火災報告取扱要領の全部改正について（平成6年消防災第100号）によるものとする。

（資料の提出）

第34条 消防長又は署長は、調査のため必要と認めるときは、関係者又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対し資料の任意提出を求めるものとする。

2 消防長又は署長は、法第32条第1項又は法第34条第1項の規定により資料の提出を命ずるときは、火災調査関係資料提出命令書（第6号様式）によるものとする。

（所有権の確認）

第35条 消防長又は署長は、前条の規定により資料が提出された場合は、火災調査関係資料提出書（第7号様式）により所有権放棄の有無を確認しておかなければならない。

（資料の保管及び処分）

第36条 消防長又は署長は、資料を保管する場合は、火災調査関係資料保管書（第8号様式）に必要事項を記載し調査が終了

第19条 署長又は現場指揮者は、現場において焼死者又はその他の死者を発見したときは、直ちに消防局長に報告するとともに、所轄警察署に通報し、その現場保存に努めなければならない。

（り災届の提出）

第31条 消防局長又は署長は、調査のため必要があるときは、り災者その他関係者にり災届出書（第5号様式）の提出を求めるものとする。

（損害額の決定）

第32条 消防局長又は署長は、調査によりは握したり災物件及びり災届出書を総合的に検討し、損害額を決定しなければならない。

2 [略]

（資料の提出）

第34条 消防局長又は署長は、調査のため必要と認めるときは、関係者又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対し資料の任意提出を求めるものとする。

2 消防局長又は署長は、法第32条第1項又は法第34条第1項の規定により資料の提出を命ずるときは、火災調査関係資料提出命令書（第6号様式）によるものとする。

（所有権の確認）

第35条 消防局長又は署長は、前条の規定により資料が提出された場合は、火災調査関係資料提出書（第7号様式）により所有権放棄の有無を確認しておかなければならない。

（資料の保管及び処分）

第36条 消防局長又は署長は、資料を保管する場合は、火災調査関係資料保管書（第8号様式）に必要事項を記載し調査が終了

するまで保管しなければならない。 2～3 〔略〕 （鑑定の依頼） 第37条 <u>消防長</u>又は署長は、調査のため必要があるときは、学識経験者又は官公署に対し、資料の鑑定を依頼することができるものとする。 2 前項の規定により鑑定を依頼するときは、鑑定依頼書(第10号様式)によるものとする。 （火災調査書） 第39条 署長又は予防課長は、調査を終了したときは、火災調査書(第11号様式)を作成するものとする。 2～3 〔略〕 （調査結果の報告） 第40条 署長又は予防課長は、調査結果を火災調査書により<u>消防長</u>に報告するものとする。 （火災速報） 第41条 署長は、管轄内で火災が発生したときは、火災の概要を火災速報(第12号様式)として<u>消防長</u>に報告するものとする。 （り災証明等の交付） 第42条 <u>消防長</u>は、火災のり災者その他の関係者からり災証明願書(第13号様式)及びその他の証明願(第14号様式)により申請があったときは、り災証明書(第15号様式)、その他の証明書(第16号様式)を交付することができる。 （照会の回答） 第43条 捜査機関その他関係機関から照会があったときは、<u>消防長</u>が回答を行うものとする。 （施行細目） 第46条 この規程の施行について必要な事項は、<u>消防長</u>が別に定める。 第5号様式	するまで保管しなければならない。 2～3 〔略〕 （鑑定の依頼） 第37条 <u>消防局長</u>又は署長は、調査のため必要があるときは、学識経験者又は官公署に対し、資料の鑑定を依頼することができるものとする。 2 〔略〕 （火災調査書） 第39条 〔略〕 2～3 〔略〕 （調査結果の報告） 第40条 署長又は予防課長は、調査結果を火災調査書により<u>消防局長</u>に報告するものとする。 （火災速報） 第41条 署長は、管轄内で火災が発生したときは、火災の概要を火災速報(第12号様式)として<u>消防局長</u>に報告するものとする。 （り災証明等の交付） 第42条 <u>消防局長</u>は、火災のり災者その他の関係者からり災証明願書(第13号様式)及びその他の証明願(第14号様式)により申請があったときは、り災証明書(第15号様式)、その他の証明書(第16号様式)を交付することができる。 （照会の回答） 第43条 捜査機関その他関係機関から照会があったときは、<u>消防局長</u>が回答を行うものとする。 （施行細目） 第46条 この規程の施行について必要な事項は、<u>消防局長</u>が別に定める。 第5号様式(第31条関係)
--	--

(表) [略] <u>那覇市消防長</u> 殿 [略] (裏) [略] 第6号様式 [略] <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] 第7号様式 [略] <u>那覇市消防長</u> 殿 [略] 第8号様式 [略] <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] 第9号様式 [略] <u>那覇市消防長</u> 殿 [略] 第10号様式 [略] <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] 第11号様式その1 [略] <u>消防長</u> 様 [略] 第11号様式その2 [略] 第12号様式 <u>消防長</u> 殿 [略] (表) [略]	(表) [略] <u>那覇市消防局長</u> 宛 [略] (裏) [略] 第6号様式(第34条関係) [略] <u>那覇市消防局長</u> [略] 第7号様式(第35条関係) [略] <u>那覇市消防局長</u> 宛 [略] 第8号様式(第36条関係) [略] <u>那覇市消防局長</u> [略] 第9号様式(第36条関係) [略] <u>那覇市消防局長</u> 宛 [略] 第10号様式(第37条関係) [略] <u>那覇市消防局長</u> [略] 第11号様式その1(第39条関係) [略] <u>消防局長</u> 宛 [略] 第11号様式その2(第39条関係) [略] 第12号様式(第41条関係) <u>消防局長</u> 宛 [略] (表) [略]
--	--

(裏) [略] 第13号様式 [略] <u>那覇市消防長 殿</u> [略] [略] 第14号様式 [略] <u>那覇市消防長 殿</u> [略] 第15号様式 [略] <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] [略] 第16号様式 [略] <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] [略]	(裏) [略] 第13号様式(第42条関係) [略] <u>那覇市消防局長 宛</u> [略] [略] 第14号様式(第42条関係) [略] <u>那覇市消防局長 宛</u> [略] 第15号様式(第42条関係) [略] <u>那覇市消防局長</u> [略] [略] 第16号様式(第42条関係) [略] <u>那覇市消防局長</u> [略] [略]
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に該当する改正前部分がない場合には、当該改正部分を加える。 (那覇市消防衛生管理規程の一部改正) 第8条 那覇市消防衛生管理規程(昭和62年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。	
改正前 (所属長の責務) 第4条 所属長(消防本部)にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)は、衛生管理についての責任者として、快適な職場環境の形成及び職員の健康の保持増進に努めなければならない。	改正後 (所属長の責務) 第4条 所属長(消防局)にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)は、衛生管理についての責任者として、快適な職場環境の形成及び職員の健康の保持増進に努めなければならない。

(総括衛生管理者) 第7条 <u>消防本部</u>に総括衛生管理者を置く。 2 総括衛生管理者は、<u>副消防長</u>をもって充てる。 3 [略] (衛生管理者) 第8条 <u>消防本部</u>及び消防署に、衛生管理者を置く。 2 衛生管理者は、労働安全衛生法第12条第1項に定める資格を有する者のうちから<u>消防長</u>が選任する。 3～4 [略] (産業医) 第10条 <u>消防本部</u>及び消防署に産業医を置く。 2 産業医は、医師のうちから<u>消防長</u>が任命又は委嘱する。 3～4 [略] (衛生委員会) 第11条 <u>消防本部</u>に衛生委員会を置く。 2 [略] (採用時健康診断) 第18条 <u>消防長</u>は、職員を採用する場合は、消防職員として必要な健康状態に配慮した既往歴の調査等について、医師による健康診断を行わなければならない。 (健康診断及び精密検査の実施担当者) 第22条 前3条の健康診断及び精密検査の実施担当者は産業医とする。ただし、<u>消防長</u>が認める医師又は医療機関に委託することができる。 (健康診断結果の通知) 第23条 総括衛生管理者は、健康診断及び精密検査の結果を速やかに<u>消防長</u>及び本人に通知しなければならない。 (精密検査結果の判定) 第24条 <u>消防長</u>は、第21条に定める精密検査により健康に異常の認められた職員	(総括衛生管理者) 第7条 <u>消防局</u>に総括衛生管理者を置く。 2 総括衛生管理者は、<u>次長</u>をもって充てる。 3 [略] (衛生管理者) 第8条 <u>消防局</u>及び消防署に、衛生管理者を置く。 2 衛生管理者は、労働安全衛生法第12条第1項に定める資格を有する者のうちから<u>消防局長</u>が選任する。 3～4 [略] (産業医) 第10条 <u>消防局</u>及び消防署に産業医を置く。 2 産業医は、医師のうちから<u>消防局長</u>が任命又は委嘱する。 3～4 [略] (衛生委員会) 第11条 <u>消防局</u>に衛生委員会を置く。 2 [略] (採用時健康診断) 第18条 <u>消防局長</u>は、職員を採用する場合は、消防職員として必要な健康状態に配慮した既往歴の調査等について、医師による健康診断を行わなければならない。 (健康診断及び精密検査の実施担当者) 第22条 前3条の健康診断及び精密検査の実施担当者は産業医とする。ただし、<u>消防局長</u>が認める医師又は医療機関に委託することができる。 (健康診断結果の通知) 第23条 総括衛生管理者は、健康診断及び精密検査の結果を速やかに<u>消防局長</u>及び本人に通知しなければならない。 (精密検査結果の判定) 第24条 <u>消防局長</u>は、第21条に定める精密検査により健康に異常の認められた職員
---	---

(以下「健康異常者」という。)について、産業医と協議のうえ次に定める区分により判定し、所属長及び本人に通知しなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 (所属長の措置) (療養の申請と復職等の手続) 第27条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、主治医又は産業医による診断書(第2号様式)を添えて<u>消防長</u>に申し出なければならない。 (1)～(2) 〔略〕 2 <u>消防長</u>は、必要があると認める場合は、前項の可否について、主治医又は産業医と協議するものとする。 (各種記録及び報告) 第36条 総括衛生管理者は、次に掲げる衛生管理に関する記録を整備し、必要に応じて<u>消防長</u>に報告しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 2～3 〔略〕 (委任) 第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、<u>消防長</u>の承認を得て総務課長が別に定める。	(以下「健康異常者」という。)について、産業医と協議のうえ次に定める区分により判定し、所属長及び本人に通知しなければならない。 (1)～(4) 〔略〕 (所属長の措置) (療養の申請と復職等の手続) 第27条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、主治医又は産業医による診断書(第2号様式)を添えて<u>消防局長</u>に申し出なければならない。 (1)～(2) 〔略〕 2 <u>消防局長</u>は、必要があると認める場合は、前項の可否について、主治医又は産業医と協議するものとする。 (各種記録及び報告) 第36条 総括衛生管理者は、次に掲げる衛生管理に関する記録を整備し、必要に応じて<u>消防局長</u>に報告しなければならない。 (1)～(3) 〔略〕 2～3 〔略〕 (委任) 第37条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、<u>消防局長</u>の承認を得て総務課長が別に定める。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市消防安全管理規程の一部改正)

第9条 那覇市消防安全管理規程(昭和62年消防本部訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(所属長の責務) 第3条 所属長(<u>消防本部</u>にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)は、職場及び職員の安全管理の責任者として、職員の公務災害の防止及び軽減を図り、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。	(所属長の責務) 第3条 所属長(<u>消防局</u>にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)は、職場及び職員の安全管理の責任者として、職員の公務災害の防止及び軽減を図り、職場及び職員の安全の維持向上に努めなければならない。

(総括安全責任者) 第7条 <u>消防本部</u>に総括安全責任者を置く。 2 総括安全責任者は、<u>副消防長</u>をもって充てる。 3 [略] (安全責任者) 第8条 <u>消防本部</u>及び消防署に安全責任者を置く。 2～4 [略] (安全関係者会議) 第11条 <u>消防本部</u>に安全関係者会議を置く。 2 [略] (各種記録及び報告) 第23条 安全責任者は、次に掲げる安全管理に関する記録を整備し、総括安全責任者に報告するとともに、必要に応じて<u>消防長</u>に報告しなければならない。 (1)～(4) [略] (委任) 第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は<u>消防長</u>の承認を得て総務課長が別に定める。	(総括安全責任者) 第7条 <u>消防局</u>に総括安全責任者を置く。 2 総括安全責任者は、<u>次長</u>をもって充てる。 3 [略] (安全責任者) 第8条 <u>消防局</u>及び消防署に安全責任者を置く。 2～4 [略] (安全関係者会議) 第11条 <u>消防局</u>に安全関係者会議を置く。 2 [略] (各種記録及び報告) 第23条 安全責任者は、次に掲げる安全管理に関する記録を整備し、総括安全責任者に報告するとともに、必要に応じて<u>消防局長</u>に報告しなければならない。 (1)～(4) [略] (委任) 第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は<u>消防局長</u>の承認を得て総務課長が別に定める。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市情報公開条例施行規程の一部改正)

第10条 那覇市情報公開条例施行規程(昭和63年消防本部訓令第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>消防長</u>の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>消防局長</u>の管理する公文書の公開等について、那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。
(書類の経由等) 第3条 <u>消防長</u>の管理する公文書の公開に係る請求及び公開請求に係る処分に対する不服申立ての受付及び受理は、総務部	(書類の経由等) 第3条 <u>消防局長</u>の管理する公文書の公開に係る請求及び公開請求に係る処分に対する不服申立ての受付及び受理は、総務

総務課主幹を経由して行うものとする。	部総務課主幹を経由して行うものとする。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市個人情報保護条例施行規程の一部改正）

第11条 那覇市個人情報保護条例施行規程(平成3年消防本部訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（事務の補助執行） 第3条 <u>消防長</u>は、市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員を消防職員に充て、<u>消防長</u>の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、<u>消防本部</u>に属し、<u>消防長</u>の指揮監督を受けるものとする。 （1）～（2） [略]	（事務の補助執行） 第3条 <u>消防局長</u>は、市長事務部局の総務部総務課個人情報保護担当職員を消防職員に充て、<u>消防局長</u>の権限に属する事務のうち、次に掲げるものを補助執行させるものとする。この場合において、当該個人情報保護担当職員は、<u>消防局</u>に属し、<u>消防局長</u>の指揮監督を受けるものとする。 （1）～（2） [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市消防本部機械器具管理規程の一部改正）

第12条 那覇市消防本部機械器具管理規程(平成9年消防本部訓令第6号)の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市消防本部機械器具管理規程</u> （総括管理） 第3条 消防機械器具の管理に関する事務は、<u>消防長</u>が総括する。 （事務処理） 第4条 前条の総括管理に関する事務は、<u>消防本部総務課長</u>（以下「総務課長」という。）が処理する。 （安全運転管理者等） 第5条 消防自動車の安全な運転を確保するため、道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の2の規定に基づき、安全運転管理者及び副安全運転管理者を置く。 2 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9に規定する資格を有	<u>那覇市消防局機械器具管理規程</u> （総括管理） 第3条 消防機械器具の管理に関する事務は、<u>消防局長</u>が総括する。 （事務処理） 第4条 前条の総括管理に関する事務は、<u>消防局総務課長</u>（以下「総務課長」という。）が処理する。 （安全運転管理者等） 第5条 [略] 2 安全運転管理者及び副安全運転管理者は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9に規定する資格を有

する司令補以上の階級にある者のうちから<u>消防長</u>が任命する。 （整備管理者等） 第6条 消防自動車の整備管理のため、道路運送車両法（昭和26年法律第185号以下「車両法」という。）第50条第1項の規定に基づき、整備管理者を置く。 2 整備管理者は、車両法第51条に規定する資格を有する消防司令補以上の階級にある者のうちから<u>消防長</u>が任命する。 3 署長は、必要があると認める場合は、整備管理者の補助として、消防士長以上の階級にある者のうちから副整備管理者を置くことができる。 （技能資格の届出） 第16条 運転免許証、整備士検定、その他消防機械器具運用について技能資格を取得した者又は取得事項に変更が生じた者は、速やかに<u>消防長</u>に届け出なければならない。 （消防機械器具の配置） 第17条 <u>消防長</u>は、消防機械器具の種別、用途、性能等を考慮し、適正に配置しなければならない。 （消防機械器具の改造） 第20条 所属長等は、消防機械器具を改造する必要があると認めたときは、消防機械器具改造依頼書（第3号様式）により<u>消防長</u>に申請し、承認を得なければならない。 （事故発生時の処置） 第24条 車長は交通事故、消防機械器具破損事故等により人身及び物損事故が発生したときは、直ちに関係法令に定める処置をとるとともに、次に掲げるところにより処理しなければならない。 （1）～（4） [略]	する司令補以上の階級にある者のうちから<u>消防局長</u>が任命する。 （整備管理者等） 第6条 [略] 2 整備管理者は、車両法第51条に規定する資格を有する消防司令補以上の階級にある者のうちから<u>消防局長</u>が任命する。 3 [略] （技能資格の届出） 第16条 運転免許証、整備士検定、その他消防機械器具運用について技能資格を取得した者又は取得事項に変更が生じた者は、速やかに<u>消防局長</u>に届け出なければならない。 （消防機械器具の配置） 第17条 <u>消防局長</u>は、消防機械器具の種別、用途、性能等を考慮し、適正に配置しなければならない。 （消防機械器具の改造） 第20条 所属長等は、消防機械器具を改造する必要があると認めたときは、消防機械器具改造依頼書（第3号様式）により<u>消防局長</u>に申請し、承認を得なければならない。 （事故発生時の処置） 第24条 [略] （1）～（4） [略]
---	---

2 所属長は、次に掲げる事故が発生したときは、速やかに事故の概要について総務課長を経て消防長に報告しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 所属長は、前項第1号及び第2号の報告があったときは、総務課長を経て消防長に速報しなければならない。

(事故の報告)

第26条 所属長は、前条第1項の調査の結果を交通事故報告書(第4号様式)に指揮者、安全運転管理者又は車長の調査復命書を添付し、3日以内に消防長に報告しなければならない。

2 車長及び事故を起こした者は、てん末書を3日以内に消防長に提出しなければならない。この場合において、過失の程度により始末書を3日以内に提出するものとする。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、消防機械器具管理に関する必要な事項は、消防長の承認を得て総務課長が別に定める。

第4号様式

[略]

平成	年	月	日
<u>消防長</u> 殿			
[略]			
[略]			

2 所属長は、次に掲げる事故が発生したときは、速やかに事故の概要について総務課長を経て消防局長に報告しなければならない。

(1)～(5) [略]

3 所属長は、前項第1号及び第2号の報告があったときは、総務課長を経て消防局長に速報しなければならない。

(事故の報告)

第26条 所属長は、前条第1項の調査の結果を交通事故報告書(第4号様式)に指揮者、安全運転管理者又は車長の調査復命書を添付し、3日以内に消防局長に報告しなければならない。

2 車長及び事故を起こした者は、てん末書を3日以内に消防局長に提出しなければならない。この場合において、過失の程度により始末書を3日以内に提出するものとする。

(委任)

第28条 この規程に定めるもののほか、消防機械器具管理に関する必要な事項は、消防局長の承認を得て総務課長が別に定める。

第4号様式(第26条関係)

[略]

	年	月	日
<u>消防局長</u> 殿			
[略]			
[略]			

備考

- 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に該当する改正前部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 3 様式の改正規定において、改正前部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

(那覇市消防本部文書取扱規程の一部を改正する規程)

第13条 那覇市消防本部文書取扱規程(平成10年消防本部訓令第7号)の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(目的) 第1条 この規程は、<u>那覇市消防本部</u>及び<u>那覇市消防署</u>(以下「<u>消防本部等</u>」という。)の文書の取扱いについて基本的な事項を定めることにより、文書事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。 (文書取扱いの原則) 第3条 [略] 2 文書は、課等(<u>消防本部</u>にあつては課、<u>消防署</u>にあつては署をいう。以下同じ。)の長の承認を得なければ、これを関係者以外の者に示し、内容を告げ、若しくは写しを与え、又は庁外に持ち出してはならない。 3 [略] (総務課長の職務) 第6条 <u>消防本部総務課</u>(以下「<u>総務課</u>」という。)長は、<u>消防本部等</u>における文書事務を統括する。 2 [略] (帳簿等の種類) 第9条 文書の取扱いに要する帳票、帳簿等は、次のとおりとする。 (1) 帳票 ア～イ [略] ウ <u>起案用紙(一般用)(第2号様式)</u> エ <u>起案用紙(財務会計用)(第3号様式)</u> オ <u>起案用紙(消防本部用)(第4号様式)</u> カ <u>起案用紙(消防署用)(第5号様式)</u> (2)～(3) [略] [表 別記] (到達文書の取扱い) 第11条 <u>消防本部</u>に到達した文書(課等に直接到達した文書を除く。)は、総務課において受領し、総務課長が、次に掲げるところにより速やかに処理する。	(目的) 第1条 この規程は、<u>那覇市消防局</u>及び<u>那覇市消防署</u>(以下「<u>消防局等</u>」という。)の文書の取扱いについて基本的な事項を定めることにより、文書事務の適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。 (文書取扱いの原則) 第3条 [略] 2 文書は、課等(<u>消防局</u>にあつては課、<u>消防署</u>にあつては署をいう。以下同じ。)の長の承認を得なければ、これを関係者以外の者に示し、内容を告げ、若しくは写しを与え、又は庁外に持ち出してはならない。 3 [略] (総務課長の職務) 第6条 <u>消防局総務課</u>(以下「<u>総務課</u>」という。)長は、<u>消防局等</u>における文書事務を統括する。 2 [略] (帳簿等の種類) 第9条 [略] (1) [略] ア～イ [略] (2)～(3) [略] [表 別記] (到達文書の取扱い) 第11条 <u>消防局</u>に到達した文書(課等に直接到達した文書を除く。)は、総務課において受領し、総務課長が、次に掲げるところにより速やかに処理する。
--	--

(1)～(3) [略] (起案) 第18条 文書の起案は、起案用紙を用いてしなければならない。 2～3 [略] (決裁区分) 第20条 起案文書には、那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号。以下「決裁規程」という。)及び那覇市消防本部事務専決規程(昭和53年消防本部訓令第1号。以下「専決規程」という。)の定めるところにより次の決裁区分を表示しなければならない。 市長 市長の決裁を受けるもの 副市長 副市長の決裁を受けるもの 部長 <u>消防長</u>の決裁を受けるもの <u>副消防長</u> <u>副消防長</u>の決裁を受けるもの 課長 課等の長の決裁を受けるもの 係長 係長の決裁を受けるもの 2 <u>消防長</u>又は署長の職務権限に属する起案文書には、専決規程の定めるところにより次の決裁区分を表示しなければならない。 <u>消防長</u> <u>消防長</u>の決裁を受けるもの <u>副消防長</u> <u>副消防長</u>の決裁を受けるもの 署長 署長の決裁を受けるもの 課長 課長の決裁を受けるもの 3 専決により市長又は<u>消防長</u>の決裁を要しない起案は、市長又は<u>消防長</u>決裁欄に「専決」と表記し、その専決の内容により、不要の欄を斜線等で抹消するものとする。	(1)～(3) [略] (起案) 第18条 <u>文書の起案処理は、文書管理システムによるものとする。</u> 2～3 [略] 4 <u>配付を受けた文書のうち、特別の処理を必要とせず、単に上司の閲覧に供することをもって足りるものは、速やかに上司の閲覧に供しなければならない。</u> (決裁区分) 第20条 起案文書には、那覇市事務決裁規程(1971年那覇市訓令第8号。以下「決裁規程」という。)及び那覇市消防局事務専決規程(昭和53年消防本部訓令第1号。以下「専決規程」という。)の定めるところにより次の決裁区分を表示しなければならない。 [略] [略] 部長 <u>消防局長</u>の決裁を受けるもの <u>次長</u> <u>次長</u>の決裁を受けるもの [略] [略] 2 <u>消防局長</u>又は署長の職務権限に属する起案文書には、専決規程の定めるところにより次の決裁区分を表示しなければならない。 <u>消防局長</u> <u>消防局長</u>の決裁を受けるもの <u>次長</u> <u>次長</u>の決裁を受けるもの [略] [略] 3 専決により市長又は<u>消防局長</u>の決裁を要しない起案は、市長又は<u>消防局長</u>決裁欄に「専決」と表記し、その専決の内容により、不要の欄を斜線等で抹消するものとする。
--	---

（回議）

第21条 起案文書は、関係係員、係長（出張所長を含む。以下同じ。）、課等の長、副消防長、消防長、副市長、市長の順に、当該決裁権者まで回議しなければならない。ただし、人事に関する文書で秘密を要するもの及び個人の秘密に関する文書については、この限りでない。

（合議）

第22条 [略]

（1） [略]

（2） 合議は、部内の他課等に合議すべき文書は主管課等の長を経て、他部に合議すべき文書は消防長（課等の長の専決文書については主管課等の長）を経て関係の深い部課から順次行うこと。

（3）～（4） [略]

（代決）

第26条 裁決規程又は専決規程に基づき代決したときは、代決者として押印した押印欄に「代」と表示し、市長、消防長又は専決者の登庁後速やかに閲覧に供しなければならない。ただし、決裁規程第10条ただし書き又は専決規程第4条第3項本文の規定によりあらかじめ指示された事項については、この限りでない。

（文書の発信者名）

第31条 対外文書の発信者名は、市長名、消防長名及び署長名を用いる。ただし、文書の性質又は内容により、消防本部名又は決裁権限を有する者の職名及び課等名を用いることができる。

2 対内文書の発信者名は、消防長の職名を用いる。この場合においては主管課等を表示しなければならない。

3 前項の事項にかかわらず、軽易な事項については、課等の長の職名を用いることができる。

（回議）

第21条 起案文書は、関係係員、係長（出張所長を含む。以下同じ。）、課等の長、次長、消防局長、副市長、市長の順に、当該決裁権者まで回議しなければならない。ただし、人事に関する文書で秘密を要するもの及び個人の秘密に関する文書については、この限りでない。

（合議）

第22条 [略]

（1） [略]

（2） 合議は、部内の他課等に合議すべき文書は主管課等の長を経て、他部に合議すべき文書は消防局長（課等の長の専決文書については主管課等の長）を経て関係の深い部課から順次行うこと。

（3）～（4） [略]

（代決）

第26条 裁決規程又は専決規程に基づき代決したときは、代決者として押印した押印欄に「代」と表示し、市長、消防局長又は専決者の登庁後速やかに閲覧に供しなければならない。ただし、決裁規程第10条ただし書き又は専決規程第4条第3項本文の規定によりあらかじめ指示された事項については、この限りでない。

（文書の発信者名）

第31条 対外文書の発信者名は、市長名、消防局長名及び署長名を用いる。ただし、文書の性質又は内容により、消防局名又は決裁権限を有する者の職名及び課等名を用いることができる。

2 対内文書の発信者名は、消防局長の職名を用いる。この場合においては主管課等を表示しなければならない。

3 [略]

第1号様式 [略] 消防本部(署) 課 [略] [略] 消防長 [略] [第13号様式 別記]  第14号様式 [略] 消防本部(署)〇〇課 [略] [略]	第1号様式(第9条関係) [略] 消防局(署) 課 [略] [略] 消防局長 [略] [第13号様式(第9条関係)]  第14号様式(第9条関係) [略] 消防局(署)〇〇課 [略] [略]				
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前部分に該当する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に該当する改正前部分がない場合には、当該改正部分を加える。 (那覇市消防吏員被服貸与規程の一部改正) 第14条 那覇市消防吏員被服貸与規程(平成11年消防本部訓令第1号)の一部を、次のように改正する。 <table><tr><th>改正前</th><th>改正後</th></tr><tr><td> (被服の着用期間) 第3条 被服の着用期間は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、<u>消防長</u>が必要であると認めるときは、その期間を伸縮することができる。 (1)～(4) [略] (貸与品の貸与基準) 第4条 貸与品は<u>消防本部</u>総務課長(以下「総務課長」という。)が別に定める基準により貸与する。 2 [略] (被服の着用義務) 第7条 被服の貸与を受けた吏員は、職務に従事するときは常にこれを着用しなけれ </td><td> (被服の着用期間) 第3条 被服の着用期間は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、<u>消防局長</u>が必要であると認めるときは、その期間を伸縮することができる。 (1)～(4) [略] (貸与品の貸与基準) 第4条 貸与品は<u>消防局</u>総務課長(以下「総務課長」という。)が別に定める基準により貸与する。 2 [略] (被服の着用義務) 第7条 被服の貸与を受けた吏員は、職務に従事するときは常にこれを着用しなけれ </td></tr></table>		改正前	改正後	(被服の着用期間) 第3条 被服の着用期間は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、<u>消防長</u>が必要であると認めるときは、その期間を伸縮することができる。 (1)～(4) [略] (貸与品の貸与基準) 第4条 貸与品は<u>消防本部</u>総務課長(以下「総務課長」という。)が別に定める基準により貸与する。 2 [略] (被服の着用義務) 第7条 被服の貸与を受けた吏員は、職務に従事するときは常にこれを着用しなけれ	(被服の着用期間) 第3条 被服の着用期間は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、<u>消防局長</u>が必要であると認めるときは、その期間を伸縮することができる。 (1)～(4) [略] (貸与品の貸与基準) 第4条 貸与品は<u>消防局</u>総務課長(以下「総務課長」という。)が別に定める基準により貸与する。 2 [略] (被服の着用義務) 第7条 被服の貸与を受けた吏員は、職務に従事するときは常にこれを着用しなけれ
改正前	改正後				
(被服の着用期間) 第3条 被服の着用期間は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、<u>消防長</u>が必要であると認めるときは、その期間を伸縮することができる。 (1)～(4) [略] (貸与品の貸与基準) 第4条 貸与品は<u>消防本部</u>総務課長(以下「総務課長」という。)が別に定める基準により貸与する。 2 [略] (被服の着用義務) 第7条 被服の貸与を受けた吏員は、職務に従事するときは常にこれを着用しなけれ	(被服の着用期間) 第3条 被服の着用期間は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、<u>消防局長</u>が必要であると認めるときは、その期間を伸縮することができる。 (1)～(4) [略] (貸与品の貸与基準) 第4条 貸与品は<u>消防局</u>総務課長(以下「総務課長」という。)が別に定める基準により貸与する。 2 [略] (被服の着用義務) 第7条 被服の貸与を受けた吏員は、職務に従事するときは常にこれを着用しなけれ				

ばならない。ただし、補修その他特別の事情により着用できないときは、<u>消防長</u>に届け出なければならない。 （共用被服） 第12条 吏員に貸与する被服の他、<u>消防本部</u>総務課に共用被服を備えて置くことができる。	ばならない。ただし、補修その他特別の事情により着用できないときは、<u>消防局長</u>に届け出なければならない。 （共用被服） 第12条 吏員に貸与する被服の他、<u>消防局</u>総務課に共用被服を備えて置くことができる。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市消防職員身分証明書規程）

第15条 那覇市消防職員身分証明書規程（平成11年消防本部訓令第5号）の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第2条 この規程において職員とは、消防吏員及び<u>消防長</u>が認めた者をいう。 （有効期間） 第8条 証明書の有効期間は、発行の日から5年以内で<u>消防長</u>が定める期間とする。 （身分証明書交付台帳） 第9条 <u>消防長</u>は、証明書交付台帳を備え、証明書の交付及び返還の状況等必要な事項を明らかにしておかなければならない。 （委任） 第10条 この規程の施行に関し必要な事項は<u>消防長</u>が別に定める。 別記様式 [略] [略] <u>那覇市消防長</u> ㊞ [略]	（定義） 第2条 この規程において職員とは、消防吏員及び<u>消防局長</u>が認めた者をいう。 （有効期間） 第8条 証明書の有効期間は、発行の日から5年以内で<u>消防局長</u>が定める期間とする。 （身分証明書交付台帳） 第9条 <u>消防局長</u>は、証明書交付台帳を備え、証明書の交付及び返還の状況等必要な事項を明らかにしておかなければならない。 （委任） 第10条 この規程の施行に関し必要な事項は<u>消防局長</u>が別に定める。 別記様式（第3条関係） [略] [略] <u>那覇市消防局長</u> ㊞ [略]
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 様式の改正規程において、改正後部分に該当する改正前部分がない場合には、当該改正部分を加える。	

（那覇市消防情報通信規程の一部改正）

第16条 那覇市消防情報通信規程（平成16年消防本部訓令第9号）の一部を、次のように改正

する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規程は、<u>那覇市消防本部警防規程</u>(平成25年那覇市消防本部訓令第4号。以下「<u>警防規程</u>」という。)に定めるもののほか、消防通信の運用及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。 (通信機器の運用及び保全整備) 第3条 所属長(<u>消防本部</u>)にあつては課長(課長相当の職にある者を含む。)、消防署にあつては消防署長(消防司令の職にある者を含む。)をいう。以下同じ。)は、所属に配置された通信機器を活用して消防通信を円滑に運用するとともに、その保全整備に適正を期さなければならない。 (管理責任) 第20条 <u>消防長</u>は、通信機器、指令通信装置等の整備及び維持業務の全てを管理する。 (指令情報課長の責務) 第21条 指令情報課長は、公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)及び電波法(昭和25年法律第131号)の定めるところにより、通信設備等の設置、変更、移設等の運営事務を処理するほか、次に掲げる事項について管理しなければならない。 (1)～(8) [略] (9) その他<u>消防長</u>が必要と認める事項 (無線障害時の措置) 第23条 受付勤務者は、通信機器に異常を認めたときは、応急措置をとるとともに所属長に報告しなければならない。 2～3 [略]	(趣旨) 第1条 この規程は、<u>那覇市消防局警防規程</u>(平成25年那覇市消防本部訓令第4号。以下「<u>警防規程</u>」という。)に定めるもののほか、消防通信の運用及び維持管理について必要な事項を定めるものとする。 (通信機器の運用及び保全整備) 第3条 所属長(<u>消防局</u>)にあつては課長(課長相当の職にある者を含む。)、消防署にあつては消防署長(消防司令の職にある者を含む。)をいう。以下同じ。)は、所属に配置された通信機器を活用して消防通信を円滑に運用するとともに、その保全整備に適正を期さなければならない。 (管理責任) 第20条 <u>消防局長</u>は、通信機器、指令通信装置等の整備及び維持業務の全てを管理する。 (指令情報課長の責務) 第21条 [略] (1)～(8) [略] (9) その他<u>消防局長</u>が必要と認める事項 (無線障害時の措置) 第23条 [略] 2～3 [略]

4 署長等は、通信機器の損傷又は亡失事故が発生したときは、直ちに通信機器損傷、亡失報告書(第2号様式)により、消防長に報告しなければならない。

5 指令情報課長は、第3項の依頼を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、消防通信上重大な支障があると認めるときは、消防長に報告しなければならない。

(出動指令の例外措置)

第25条 指令管制システムが運用できない状態にある場合の出動は、警防規程第18条の出動基準に基づいて、消防長が命ずる出動指令を指令係員の音声により実施する。

(災害情報の収集及び報告)

第28条 現場最高指揮者又は指揮隊隊員は、災害情報の収集に努めるとともに、当該災害情報を逐次指令情報課に速報しなければならない。

2 指令情報課は、必要な災害情報を消防長に報告しなければならない。また、必要に応じて関係署所及び関係機関に報告しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第30条 指令情報課長は、情報通信事務を処理するため、記録を保存し、必要に応じて消防長に報告しなければならない。

(委任)

第31条 この訓令に定めるもののほか、消防通信について必要な事項は、消防長の承認を得て指令情報課長が定める。

第2号様式

[略]

平成 年 月 日
<u>消防長</u> 様
[略]
[略]

[略]

4 署長等は、通信機器の損傷又は亡失事故が発生したときは、直ちに通信機器損傷、亡失報告書(第2号様式)により、消防局長に報告しなければならない。

5 指令情報課長は、第3項の依頼を受けたときは、速やかに必要な措置を講ずるとともに、消防通信上重大な支障があると認めるときは、消防局長に報告しなければならない。

(出動指令の例外措置)

第25条 指令管制システムが運用できない状態にある場合の出動は、警防規程第18条の出動基準に基づいて、消防局長が命ずる出動指令を指令係員の音声により実施する。

(災害情報の収集及び報告)

第28条 [略]

2 指令情報課は、必要な災害情報を消防局長に報告しなければならない。また、必要に応じて関係署所及び関係機関に報告しなければならない。

(記録の保存及び報告)

第30条 指令情報課長は、情報通信事務を処理するため、記録を保存し、必要に応じて消防局長に報告しなければならない。

(委任)

第31条 この訓令に定めるもののほか、消防通信について必要な事項は、消防局長の承認を得て指令情報課長が定める。

第2号様式(第23条関係)

[略]

年 月 日
<u>消防局長</u> 宛
[略]
[略]

[略]

備考

- 1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 様式の改正規定において、改正前部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

（那覇市消防本部臨時職員の身分取扱いに関する規程の一部改正）

第17条 那覇市消防本部臨時職員の身分取扱いに関する規程（平成20年消防本部訓令第2号）の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
<u>那覇市消防本部臨時職員の身分取扱いに関する規程</u> （趣旨） 第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき<u>那覇市消防本部</u>に臨時的に任用する職員（以下「臨時職員」という。）の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。 （任用の基準） 第2条 臨時職員は、次の各号のいずれかに該当する場合に任用することができる。 （1）～（6）〔略〕 （7）前各号に掲げる場合を除くほか、<u>消防長</u>が必要と認める場合 （解雇） 第6条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解雇する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、<u>消防長</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 （1）～（4）〔略〕 （準用規定等） 第7条 臨時職員の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号。以下次項において「那	<u>那覇市消防局臨時職員の身分取扱いに関する規程</u> （趣旨） 第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第5項及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項の規定に基づき<u>那覇市消防局</u>に臨時的に任用する職員（以下「臨時職員」という。）の任用、給与、勤務時間その他の身分取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。 （任用の基準） 第2条 〔略〕 （1）～（6）〔略〕 （7）前各号に掲げる場合を除くほか、<u>消防局長</u>が必要と認める場合 （解雇） 第6条 臨時職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解雇する。ただし、第1号又は第2号に該当する場合において、<u>消防局長</u>がその必要がないと認めるときは、この限りでない。 （1）～（4）〔略〕 （準用規定等） 第7条 臨時職員の勤務時間等、年次有給休暇、年次有給休暇以外の休暇及び職務専念義務の免除については、那覇市臨時職員の身分取扱いに関する規則（昭和60年那覇市規則第26号。以下次項において「那

那覇市規則」という。)第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「<u>消防長</u>」と読み替えるものとする。 2 臨時職員の給与については、那覇市規則第8条から第9条の2まで及び第10条から第13条までの規定が適用されるものとする。 (その他) 第8条 この規程の施行について必要な事項は、<u>消防長</u>が定める。	那覇市規則」という。)第14条から第18条までの規定を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「<u>消防局長</u>」と読み替えるものとする。 2 [略] (その他) 第8条 この規程の施行について必要な事項は、<u>消防局長</u>が定める。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市消防訓令審査会規程の一部改正)

第18条 那覇市消防訓令審査会規程(平成21年消防本部訓令第8号)の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
(設置) 第1条 <u>消防長</u>の発する訓令の制定等に関し必要な事項を審査するため、那覇市消防訓令審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (審査事項) 第2条 審査会の審査事項は、次のとおりとする。 (1) 訓令又は要綱の制定又は改廃に関する事項 (2) その他訓令等について<u>消防長</u>が命じた事項 2 [略] (組織) 第3条 審査会は、会長、副会長及び委員13人で組織する。 2 [略] 3 委員は、職員のうちから<u>消防長</u>が任命する。	(設置) 第1条 <u>消防局長</u>の発する訓令の制定等に関し必要な事項を審査するため、那覇市消防訓令審査会(以下「審査会」という。)を置く。 (審査事項) 第2条 [略] (1) [略] (2) その他訓令等について<u>消防局長</u>が命じた事項 2 [略] (組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 委員は、職員のうちから<u>消防局長</u>が任命する。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程の一部改正)

第19条 那覇市危険物流出等の事故の調査に関する規程(平成22年消防本部訓令第3号)の

一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
(調査の区分) 第2条 調査は、事故の規模を次の各号において区分して実施するものとする。 (1)～(5) [略] (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>消防長</u>が類似事故の防止、予防対策の必要性等の観点から必要と認めた事故 (調査の実施) 第3条 <u>消防長</u>は、危険物流出等の事故を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。 2 <u>消防長</u>は、調査を実施するため、調査員を指名しておかなければならない。 3 <u>消防長</u>は、必要があるときは前項の調査員以外の職員を調査に従事させることができるものとする。 (体制の確立) 第4条 <u>消防長</u>は、調査に必要な人員及び調査用資器材を整備し、調査体制を確立しておかなければならない。 2 <u>消防長</u>は、危険物流出等の事故が発生した場合において、特に必要があると認められるときは、調査本部を設置することができる。 3 <u>消防長</u>は、調査を完了したときは、調査本部を解散する。ただし、調査の状況により調査完了前であっても調査本部を解散することができる。 (資料提出) 第11条 <u>消防長</u>は、消防法第16条の3の2第2項の規定により関係者に資料の提出を命ずるときは、危険物流出等の事故に関する資料提出命令書(第3号様式)によるものとする。 (報告徴収)	(調査の区分) 第2条 [略] (1)～(5) [略] (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>消防局長</u>が類似事故の防止、予防対策の必要性等の観点から必要と認めた事故 (調査の実施) 第3条 <u>消防局長</u>は、危険物流出等の事故を覚知したときは、直ちに調査に着手しなければならない。 2 <u>消防局長</u>は、調査を実施するため、調査員を指名しておかなければならない。 3 <u>消防局長</u>は、必要があるときは前項の調査員以外の職員を調査に従事させることができるものとする。 (体制の確立) 第4条 <u>消防局長</u>は、調査に必要な人員及び調査用資器材を整備し、調査体制を確立しておかなければならない。 2 <u>消防局長</u>は、危険物流出等の事故が発生した場合において、特に必要があると認められるときは、調査本部を設置することができる。 3 <u>消防局長</u>は、調査を完了したときは、調査本部を解散する。ただし、調査の状況により調査完了前であっても調査本部を解散することができる。 (資料提出) 第11条 <u>消防局長</u>は、消防法第16条の3の2第2項の規定により関係者に資料の提出を命ずるときは、危険物流出等の事故に関する資料提出命令書(第3号様式)によるものとする。 (報告徴収)

第12条 消防長は、前条の資料以外の物で調査のために必要があると認めるものについて、関係者に対し報告徴収を求めるときは、危険物流出等の事故に関する報告徴収書(第4号様式)によるものとする。

(資料及び報告書の受領)

第13条 前2条の規定により資料を提出させ、又は報告を受けるときは、危険物流出等の事故に関する資料提出報告書(第5号様式)を2部作成させるとともに、消防法令によって作成すべく義務づけられている資料以外の資料については、所有権放棄の有無を明らかにさせるものとする。

2 消防長は、資料の提出又は報告があったときは、危険物流出等の事故に関する資料提出報告書に受領した旨を記入し、1部を提出者に返付するとともに、所有権を放棄しない資料の提出者に対しては、提出資料保管書(第6号様式)を交付するものとする。

3 [略]

(細目)

第15条 この訓令に定めるもののほか、調査の実施について必要な事項は、消防長が定める。

第3号様式(第11条関係)

[略]

那覇市消防長 印

[略]

第4号様式(第11条関係)

[略]

那覇市消防長 印

[略]

第5号様式(第11条関係)

[略]

那覇市消防長 あて

[略]

第6号様式(第11条関係)

第12条 消防局長は、前条の資料以外の物で調査のために必要があると認めるものについて、関係者に対し報告徴収を求めるときは、危険物流出等の事故に関する報告徴収書(第4号様式)によるものとする。

(資料及び報告書の受領)

第13条 [略]

2 消防局長は、資料の提出又は報告があったときは、危険物流出等の事故に関する資料提出報告書に受領した旨を記入し、1部を提出者に返付するとともに、所有権を放棄しない資料の提出者に対しては、提出資料保管書(第6号様式)を交付するものとする。

3 [略]

(細目)

第15条 この訓令に定めるもののほか、調査の実施について必要な事項は、消防局長が定める。

第3号様式(第11条関係)

[略]

那覇市消防局長 印

[略]

第4号様式(第11条関係)

[略]

那覇市消防局長 印

[略]

第5号様式(第11条関係)

[略]

那覇市消防局長 あて

[略]

第6号様式(第11条関係)

[略] 那覇市消防長 印 [略]	[略] 那覇市消防局長 印 [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

（那覇市消防水利規程の一部改正）

第20条 那覇市消防水利規程（平成23年消防本部訓令第1号）の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
（消防水利の指定及び解除等） 第6条 <u>消防長</u>は、法第21条第1項の規定に基づき、消防水利の指定を行うときは、消防水利指定依頼書（第1号様式）及び消防水利指定承諾書（第2号様式）により行うものとする。 2 <u>消防長</u>は、所有者等から第1項の規定により指定を受けた消防水利の指定を解除し、又は変更の申出があったときは、消防水利指定解除（変更）届出書（第3号様式）により届け出させるものとする。 3 <u>消防長</u>は、前項の規定による届出に基づき、消防水利指定解除（変更）通知書（第4号様式）により速やかに指定を解除又は変更し、これを所有者等に通知しなければならない。 4 <u>消防長</u>は、消防水利の指定又は指定解除若しくは変更を行ったときは、その旨を署長及び各課の長に通知しなければならない。 （消防水利の標識等の設置） 第7条 消防水利には、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の規定によるほか、原則として採水口又は吸管投入口の直近（概ね5メートル以内）に標識を掲げるものとする。ただし、設置位置又は道路状況等設置上特に困難な条件にある場合は、その限りでない。 2 [略] 3 <u>消防長</u>は、標識の設置場所が道路敷の場合は、道路使用許可及び道路占有許可を得るものとする。	（消防水利の指定及び解除等） 第6条 <u>消防局長</u>は、法第21条第1項の規定に基づき、消防水利の指定を行うときは、消防水利指定依頼書（第1号様式）及び消防水利指定承諾書（第2号様式）により行うものとする。 2 <u>消防局長</u>は、所有者等から第1項の規定により指定を受けた消防水利の指定を解除し、又は変更の申出があったときは、消防水利指定解除（変更）届出書（第3号様式）により届け出させるものとする。 3 <u>消防局長</u>は、前項の規定による届出に基づき、消防水利指定解除（変更）通知書（第4号様式）により速やかに指定を解除又は変更し、これを所有者等に通知しなければならない。 4 <u>消防局長</u>は、消防水利の指定又は指定解除若しくは変更を行ったときは、その旨を署長及び各課の長に通知しなければならない。 （消防水利の標識等の設置） 第7条 [略] 2 [略] 3 <u>消防局長</u>は、標識の設置場所が道路敷の場合は、道路使用許可及び道路占有許可を得るものとする。

4 消防長は、標識の設置場所が私有地で、土地所有者から承諾を得ようとする場合には、消防水利標識設置依頼書(第5号様式)及び消防水利標識設置承諾書(第6号様式)により行うものとする。

5 消防長は、現在ある標識を移設又は撤去しようとする者がある場合には、その者に対して、工事の着手の7日前までに消防水利標識移設・撤去願届出書(第7号様式)を届出させるものとする。

6 消防長は、前号により消防水利標識移設届出書を届出した者又は故意若しくは過失により破損させた者に対し、速やかに原状回復のための工事を行わせ、消防水利標識原状回復確認願届出書(第8号様式)を提出させ確認するものとする。

(水利調査)

第8条 署長は、消防水利状況の把握のため、水利調査を実施しなければならない。

2～4 [略]

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水そう等水利調査報告書(第9号様式)又は、消火栓水利調査報告書(第10号様式)に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防長に報告しなければならない。

6 [略]

(取水量報告)

第9条 署長は、火災その他の事由により消防水利から取水した場合は、消防水利取水量報告書(第11号様式)に必要な事項を記載し、翌月の10日までに消防長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この訓令について、必要な事項は、消防長が別に定める。

第1号様式(第6条関係)

平成 年 月 日

[略]

那覇市消防本部

4 消防局長は、標識の設置場所が私有地で、土地所有者から承諾を得ようとする場合には、消防水利標識設置依頼書(第5号様式)及び消防水利標識設置承諾書(第6号様式)により行うものとする。

5 消防局長は、現在ある標識を移設又は撤去しようとする者がある場合には、その者に対して、工事の着手の7日前までに消防水利標識移設・撤去願届出書(第7号様式)を届出させるものとする。

6 消防局長は、前号により消防水利標識移設届出書を届出した者又は故意若しくは過失により破損させた者に対し、速やかに原状回復のための工事を行わせ、消防水利標識原状回復確認願届出書(第8号様式)を提出させ確認するものとする。

(水利調査)

第8条 [略]

2～4 [略]

5 署長は、水利調査を実施したときは、防火水そう等水利調査報告書(第9号様式)又は、消火栓水利調査報告書(第10号様式)に調査の結果を記載し、翌月の10日までに消防局長に報告しなければならない。

6 [略]

(取水量報告)

第9条 署長は、火災その他の事由により消防水利から取水した場合は、消防水利取水量報告書(第11号様式)に必要な事項を記載し、翌月の10日までに消防局長に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この訓令について、必要な事項は、消防局長が別に定める。

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

[略]

那覇市消防局長

㊟

消防長 ㊟ [略] 第2号様式(第6条関係) 平成 年 月 日 <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] 第3号様式(第6条関係) 平成 年 月 日 <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] 第4号様式(第6条関係) 平成 年 月 日 [略] <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> ㊟ [略] 第5号様式(第7条関係) 平成 年 月 日 [略] <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> ㊟ [略] 第6号様式(第7条関係) 平成 年 月 日 <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] [略] 第7号様式(第7条関係) 平成 年 月 日 <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略] [略] 第8号様式(第7条関係) 平成 年 月 日 <u>那覇市消防本部</u> <u>消防長</u> [略]	[略] 第2号様式(第6条関係) 年 月 日 <u>那覇市消防局長</u> [略] 第3号様式(第6条関係) 年 月 日 <u>那覇市消防局長</u> [略] 第4号様式(第6条関係) 年 月 日 [略] <u>那覇市消防局長</u> ㊟ [略] 第5号様式(第7条関係) 年 月 日 [略] <u>那覇市消防局長</u> ㊟ [略] 第6号様式(第7条関係) 年 月 日 <u>那覇市消防局長</u> [略] [略] 第7号様式(第7条関係) 年 月 日 <u>那覇市消防局長</u> [略] [略] 第8号様式(第7条関係) 年 月 日 <u>那覇市消防局長</u> [略]
--	--

[略]	[略]
備考	
1 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 様式の改正規定において、改正前部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

（那覇市消防救助隊訓令の一部改正）

第21条 那覇市消防救助隊訓令（平成23年消防本部訓令第2号）の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
（出場区分） 第4条 出場区域は、那覇市行政区域とする。ただし、<u>消防長</u>の特命ある場合は、この限りでない。 2 [略] （任命） 第5条 救助隊員及び予備隊員は、身体強健かつ責任感旺盛にして救助業務に適正を有する者のうちから、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）に定めるもののほか、救助隊員選考基準（別表）を満たしている者から<u>消防長</u>が任命する。 （救助隊の編成） 第6条 救助隊は、隊長、副隊長及び隊員で構成し、救助工作車、ポンプ車、はしご車、水難救助車等及び所要の救助資器材をもって編成する。 （研修及び訓練） 第8条 <u>消防長</u>又は署長は、隊員の知識及び技術の向上を図るため、積極的に救助業務に関する研修及び訓練を行わなければならない。 （報告） 第11条 救助訓練を行ったときは、那覇市<u>消防本部</u>警防規程に定める救急・救助訓練報告書（第2号様式）で<u>消防長</u>に報告しなければならない。 2 救助活動を行ったときは、那覇市消防本	（出場区分） 第4条 出場区域は、那覇市行政区域とする。ただし、<u>消防局長</u>の特命ある場合は、この限りでない。 2 [略] （任命） 第5条 救助隊員及び予備隊員は、身体強健かつ責任感旺盛にして救助業務に適正を有する者のうちから、救助活動に関する基準（昭和62年消防庁告示第3号）に定めるもののほか、救助隊員選考基準（別表）を満たしている者から<u>消防局長</u>が任命する。 （救助隊の編成） 第6条 救助隊は、隊長、副隊長及び隊員で構成し、救助工作車及び所要の救助資器材をもって編成する。 （研修及び訓練） 第8条 <u>消防局長</u>又は署長は、隊員の知識及び技術の向上を図るため、積極的に救助業務に関する研修及び訓練を行わなければならない。 （報告） 第11条 救助訓練を行ったときは、那覇市<u>消防局</u>警防規程に定める救急・救助訓練報告書（第2号様式）で<u>消防局長</u>に報告しなければならない。 2 救助活動を行ったときは、那覇市消防本

部警防規程に定める救助活動報告書(第5号様式)で<u>消防長</u>に報告しなければならない。 (その他) 第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については<u>消防長</u>が定める。 別表(第5条関係) 救助隊員選考基準 1～3 [略] 4 その他の要件 (1)～(3) [略] (4) 消防大学校における救助科、消防救助に関する教育コース又は消防学校教育訓練に規定する救助科を終了した者及び同等以上の知識、技術を有する者として<u>消防長</u>が認定した者 5 技術的要件 (1)～(3) [略]	部警防規程に定める救助活動報告書(第5号様式)で<u>消防局長</u>に報告しなければならない。 (その他) 第13条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については<u>消防局長</u>が定める。 別表(第5条関係) 救助隊員選考基準 1～3 [略] 4 [略] (1)～(3) [略] (4) 消防大学校における救助科、消防救助に関する教育コース又は消防学校教育訓練に規定する救助科を終了した者及び同等以上の知識、技術を有する者として<u>消防局長</u>が認定した者 5 [略] (1)～(3) [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令の一部改正)

第22条 那覇市消防職員の勤務時間等に関する訓令(平成23年消防本部訓令第4号)の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
(委任) 第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の勤務時間等について必要な事項は、<u>消防長</u>が別に定める。	(委任) 第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の勤務時間等について必要な事項は、<u>消防局長</u>が別に定める。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令の一部改正)

第23条 那覇市消防職員の勤務の記録に関する訓令(平成23年消防本部訓令第3号)の一部を、次のように改正する。

改正前	改正後
(勤務の記録の整理等) 第2条 職員の勤務の記録は、那覇市<u>消防本部</u>の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条第1項に規定する課長及び那覇市消防署の組織に関する規程	(勤務の記録の整理等) 第2条 職員の勤務の記録は、那覇市<u>消防局</u>の組織等に関する規則(昭和47年那覇市規則第55号)第3条第1項に規定する課長及び那覇市消防署の組織に関する規程

(昭和47年那覇市消防本部訓令第1号)第3条第1項に規定する署長(以下「所属長」という。)が整理し、及び保管する。 2 [略] (勤怠報告書の提出) 第5条 所属長は、職員の勤怠を調査し、<u>消防本部</u>総務課長(以下「総務課長」という。)の定める要報告該当者について勤怠報告書により速やかに総務課長にその勤怠について報告しなければならない。 2～3 [略] (その他) 第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の勤務の記録に関し必要な事項は、<u>消防長</u>が別に定める。	(昭和47年那覇市消防本部訓令第1号)第3条第1項に規定する署長(以下「所属長」という。)が整理し、及び保管する。 2 [略] (勤怠報告書の提出) 第5条 所属長は、職員の勤怠を調査し、<u>消防局</u>総務課長(以下「総務課長」という。)の定める要報告該当者について勤怠報告書により速やかに総務課長にその勤怠について報告しなければならない。 2～3 [略] (その他) 第8条 この訓令に定めるもののほか、職員の勤務の記録に関し必要な事項は、<u>消防局長</u>が別に定める。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市火災警報規程の一部改正)

第24条 那覇市火災警報規程(平成23年消防本部訓令第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(火災警報の発令基準) 第2条 火災警報の発令基準は、次のとおりとする。 (1)～(2) [略] (3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると<u>消防長</u>が認めるとき。 (火災警報発令時の記録) 第5条 火災警報を発令するときは、<u>消防長</u>は火災警報発令簿(別表)に必要な事項を記録してこれを行うものとする。 (その他) 第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、<u>消防長</u>が別に定める。	(火災警報の発令基準) 第2条 [略] (1)～(2) [略] (3) 前2号に準ずる気象状況で、火災の予防又は警戒上特に危険であると<u>消防局長</u>が認めるとき。 (火災警報発令時の記録) 第5条 火災警報を発令するときは、<u>消防局長</u>は火災警報発令簿(別表)に必要な事項を記録してこれを行うものとする。 (その他) 第6条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、<u>消防局長</u>が別に定める。
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

那覇市消防局訓令第3号

平成26年4月1日

施行済

那覇市消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める訓令を別紙のよう
に制定する。

那覇市消防局長 玉城 則雄

那覇市消防署長の資格に係る教育訓練及びその期間を定める訓令

那覇市消防局長及び消防署長の資格を定める条例（平成 26 年那覇市条例第 2 号）第 3 条に規定する市長が定める教育訓練は、次の各号に掲げる課程による教育訓練とし、同条に規定する市長が定める期間は、それぞれの課程の種別に応じ当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 幹部科 4 月
- (2) 上級幹部科 2 月
- (3) 警防科 4 月
- (4) 救助科 4 月
- (5) 救急科 4 月
- (6) 予防科 4 月
- (7) 危険物科 2 月
- (8) 火災調査科 4 月
- (9) 消防団長科 4 月

付 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市消防局訓令第 4 号
平成 26 年 4 月 23 日
施 行 済

那覇市消防職員立入検査証票規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市消防局長 玉城 則雄

那覇市消防職員立入検査証票規程の一部を改正する訓令

那覇市消防職員立入検査証票規程（昭和53年那覇市消防本部訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
消防法（昭和23年法律第186号） <u>第4条第4項</u> 、第16条の5第3項及び第34条第2項の規定により本市消防職員が関係のある場所に立入る場合に提示する証票は別記様式のとおりとする。 [別記様式 別記]	消防法（昭和23年法律第186号） <u>第4条第2項</u> 、 <u>第16条の3の2第3項</u> 、第16条の5第3項及び第34条第2項の規定により本市消防職員が関係のある場所に立入る場合に提示する証票は別記様式のとおりとする。 [別記様式 別記]
備考	
1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	
2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える	
3 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）及びこれに対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」という。）に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。	

付 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別記様式

(表)

← 80mm →	
 階 級 氏 名 交 付	第 号 立 入 検 査 証 年 月 日 那覇市消防長 印

↑ 50 mm ↓

(裏)

〔本証は、消防法第4条、第16条の5及び第34条の規定により発行したものである。〕

- 1 この証票は、本人以外は使用することができない。
- 2 この証票を紛失したときは、直ちにその理由書を添えて届け出なければならない。
- 3 消防法第4条第1項、第16条の5第1項及び第34条第1項に基づき立入り検査を行う場合、関係者の業務を妨害し、又は知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

- 1 地色は薄青とする。
- 2 消防章は直径15ミリメートル以上とする。
- 3 文字は黒色とする。

[改正後 別記]

別記様式

(表)

← 85mm →		
写真		第 号 那 覇 市 消 防 局 立 入 検 査 証 階 級 氏 名 交 付 年 月 日 那覇市消防局長 印
		↑ 54 mm ↓

(裏)

〔本証は、消防法第4条、第16条の3の2、第16条の5及び第34条の規定により発行したものである。〕

- 1 この証票は、本人以外は使用することができない。
- 2 この証票を紛失したときは、直ちにその理由書を添えて届け出なければならない。
- 3 消防法第4条第1項、第16条の3の2第2項、第16条の5第1項及び第34条第1項に基づき立入り検査を行う場合、関係者の業務を妨害し、又は知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

- 1 地色は白色とし、縁線の色は青色とする。
- 2 消防章は直径12ミリメートル以上で、金色とする。
- 3 文字は黒色とする。

上下水道局規程

那覇市上下水道局規程第7号

平成26年4月23日

公 布 済

那覇市情報公開条例施行規程及び那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市情報公開条例施行規程及び那覇市上下水道局文書取扱規程の一部を改正する
規程

（那覇市情報公開条例施行規程の一部改正）

第1条 那覇市情報公開条例施行規程（昭和63年那覇市水道局規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
上下水道事業管理者が管理する公文書に係る <u>那覇市情報公開条例（昭和63年那覇市条例第1号）</u> の施行については、別に定める場合のほか <u>那覇市情報公開条例施行規則（昭和63年那覇市規則第1号）</u> の規定の例による。	上下水道事業管理者が管理する公文書に係る <u>那覇市情報公開条例（平成26年那覇市条例第26号）</u> の施行については、別に定める場合のほか <u>那覇市情報公開条例施行規則（平成26年那覇市規則第12号）</u> の規定の例による。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

（那覇市上下水道局文書取扱規程の一部改正）

第2条 那覇市上下水道局文書取扱規程（平成17年那覇市上下水道局規程第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[第3号様式 別記] [第4号様式 別記]	[第3号様式 別記] [第4号様式 別記]
備考 改正前の欄中の様式（以下「改正様式」という。）の表示に対応する改正後の欄中の様式（以下「改正後様式」）の表示がある場合には、当該改正様式を当該改正後様式に改める。	

付 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

[改正前 別記]

第3号様式

供覧用紙

[略]
2又は3の理由 那覇市情報公開条例第6条第1項 号に該当

[改正後 別記]

第3号様式（第9条関係）

供覧用紙

[略]

2又は3の理由
那覇市情報公開条例第7条第1項 号に該当

[改正前 別記]

第4号様式

起案用紙(甲)

[略]			
2又は3の理由 那覇市情報公開条例第6条第1項 号に該当			
[略]			
市長部局	市長	助役	助役
[略]			

[改正後 別記]

第4号様式(第9条関係)

起案用紙(甲)

[略]			
2又は3の理由 那覇市情報公開条例第7条第1項 号に該当			
[略]			
市長部局	[略]	副市長	副市長
[略]			

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第5号

平成26年4月22日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第2号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
172	(株)名建産業	那覇市曙2丁目14番12号	真謝 孝正

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第3号

平 成 2 6 年 5 月 1 5 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 23 条第 1 項の規定により、平成 26 年 6 月 3 日から同年 6 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所本庁舎 12 階
 那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第4号

平 成 2 6 年 5 月 1 5 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第2項の規定により、平成26年6月3日から同年6月7日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 唐 眞 弘 安

縦覧場所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階
 那覇市選挙管理委員会事務局

監査委員公表

那 監 公 表 第 1 号

平成 26 年 4 月 30 日

掲 示 済

那覇市監査委員

同

同

同

新 城 和 範

宮 里 善 博

翁 長 俊 英

亀 島 賢 二 郎

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第1 監査の請求

1 請求人

金城 照子

2 請求書の提出

平成 26 年 2 月 25 日

3 請求の要旨（原文のとおり）

- (1) 那覇市は、久米 2 丁目の松山公園内に建設された社団法人久米崇聖会所有の久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）の設置許可を停止し、その撤去を求めよ。
- (2) 那覇市は、那覇市長に対し過去 1 年間の地代相当の金員を請求せよ。

4 請求の理由（原文のとおり）

- (1) 久米 2 丁目に新設された松山公園は、那覇市の公有財産である。本来、それは市民が安全に子供達を遊ばせる事の出来る環境を有した数少ない公園となるはずだった。隣接されている既存の松山公園は高台にあること、樹木により近隣住民からの監視の目が届きにくいこと等、子供が安全に遊べる環境となっていない。
- (2) 那覇市は、この公園用地の取得と整備に 12 億円余りを支出しており、この巨額な支出をした公園用地の約 3 割を社団法人久米崇聖会に無償で借用させている。これは、以下に示すとおり公有財産の管理としては違法であり、かつ、これによって社団法人久米崇聖会は不当な利得を得ており、那覇市は損害を被っている。
- (3) 公園内に至聖廟を設置する事がなければ、この公園用地はもともと国有地であった故に、那覇市は無償で借用する事が可能であった。よってこの公園の整備費は 1 億 3 千万円程度で済むはずであった。
- (4) また、社団法人久米崇聖会が松山公園に設置した孔子廟は、かつて若狭地域にあった久米至聖廟内に数十年間に渡り設置されていたものである。しかし、この間市民の教養施設として活用された経緯は無く、もっぱら孔子を信仰する宗教施設として存在していた。現に、松山公園内の孔子廟でも学業成就（祈願）カードが販売されているのがその好例である。故に、孔子廟を松山公園に無償で設置することは、那覇市による宗教活動の支援に当たり、これを禁じる憲法 20 条の政教分離原則に違反する。

5 事実証明書

- (1) 公園施設設置許可書（新規）
- (2) 公園施設設置許可書（変更）
- (3) 平成 23 年度 久米孔子塾 開催講座
- (4) 登記簿（土地・建物）
 - ① 久米 2 丁目 30 番 1（宅地）

- ② 久米2丁目30番1（家屋番号30番1の3共同住宅）平成25年9月5日付け
- ③ 久米2丁目30番1（家屋番号30番1の3共同住宅）平成25年12月16日付け
- ④ 久米2丁目30番1（家屋番号30番1の2店舗）平成25年12月16日付け
- ⑤ 久米2丁目30番2（宅地）平成25年12月16日付け
- ⑥ 久米2丁目30番2（店舗、共同住宅）平成25年12月16日付け
- ⑦ 久米2丁目30番3（宅地）平成25年12月16日付け
- ⑧ 久米2丁目30番4（宅地）平成25年12月16日付け
- ⑨ 久米2丁目30番5（宅地）平成25年12月16日付け
- ⑩ 久米2丁目30番6（宅地）平成25年12月16日付け
- ⑪ 久米2丁目30番7（宅地）平成25年12月16日付け
- ⑫ 久米2丁目30番8（宅地）平成25年12月16日付け
- (5) 国有財産売買契約書（平成18年2月1日締結 沖総財契第1039号）
- (6) 国有財産無償貸付契約書（平成18年6月21日締結 沖総財契第7001号）
- (7) 国有財産無償貸付契約の一部変更契約書（平成23年3月29日締結 沖総財契第7001号）
- (8) 松山公園の久米至聖廟に関する質問・回答
 - ① 那建公第141号 平成25年9月24日
 - ② 那建公第163号 平成25年10月15日
 - ③ 那建公第209号 平成25年11月25日

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法(以下「法」という。)第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成26年3月4日に受理した。

第3 監査の実施

1 現地の確認

平成26年4月8日に現地を確認した。なお、この際、公園管理課職員を立ち会わせた。

2 監査対象事項

(1) 指定された職員

那覇市長

(2) 請求人が求める措置内容

- ① 久米至聖廟の設置許可を停止し撤去させること
- ② 過去1年間の使用料を支払わせること

(3) 判断すべき内容

久米至聖廟の設置許可及び撤去させないことが法第242条に規定する財務会計上の違法若しくは不当な財産の管理に該当し、那覇市に損害が生じているのか。また、久米至聖廟について使用料を全額減免していることが法第242

条に規定する財務会計上の違法若しくは不当に公金の賦課もしくは徴収を怠る事実に該当し、那覇市に損害が生じているのか。

3 請求人の証拠の提出、陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 8 日に証拠の提出及び陳述の機会を設け請求人から陳述が行われた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局並びに関係職員の事情聴取及び陳述

建設管理部公園管理課、花とみどり課を監査の対象部局とし、関係職員に対し関係書類の提出を求めるとともに平成 26 年 3 月 28 日に事情聴取を行い、平成 26 年 4 月 8 日に陳述の聴取を行った。

なお、関係職員の陳述の聴取の際、法第 242 条第 7 項の規定に基づき、請求人が立ち会った。

第 4 監査の結果

1 関連する法令等について（記載は、関連規定の抜粋とする。）

関連する法令等は、本件設置許可がされた平成 23 年 3 月 31 日当時に施行されていた法令等である。

(1) 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号。以下「公園法」という。）

第 2 条

2 この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次の各号に掲げる施設をいう。

(6) 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの
第 2 条の 3 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

第 5 条 第 2 条の 3 の規定により都市公園を管理する者（以下「公園管理者」という。）以外の者は、都市公園に公園施設を設け、又は公園施設を管理しようとするときは、条例（国の設置に係る都市公園にあつては、国土交通省令）で定める事項を記載した申請書を公園管理者に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 公園管理者は、公園管理者以外の者が設ける公園施設が次の各号のいずれかに該当する場合に限り、前項の許可をすることができる。

(1) 当該公園管理者が自ら設け、又は管理することが不適當又は困難であると認められるもの

3 公園管理者以外の者が公園施設を設け、又は管理する期間は、十年をこえることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(2) 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「施行令」という。）

第5条

5 公園法第2条第2項第6号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。

(1) 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの

(3) 那覇市公園条例（1970年4月11日条例第6号。以下「条例」という。）

第6条 公園法第5条第1項の規定により公園において公園施設を設け、又は管理させることのできるものは市内に住所又は事務所を有する者でなければならない。

第7条 公園法第5条第1項で定める許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 公園施設を設けようとするとき。

ア 設置の目的

イ 設置の期間

ウ 設置の場所

エ 公園施設の構造

オ 公園施設の管理の方法

カ 工事実施の方法

キ 工事の着手及び完了の時期

ク 公園の復旧方法

ケ その他市長の指示する事項

2 公園法第6条第2項で定める許可申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 占用物件の管理の方法

(2) 工事実施の方法

(3) 工事の着手及び完了の時期

(4) 当該公園の復旧方法

(5) その他市長の指示する事項

第9条 公園施設の設置若しくは公園の占用の許可を受けようとする者、又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の

申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

第 11 条の 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより使用料の全部又は一部を免除することができる。

(4) 公共的団体が公益の目的で使用する場合

(4) 那覇市公園条例施行規則（1970年7月1日規則第5号。以下「規則」という。）

第 5 条 公園施設の設置又は管理の許可を受けようとする者は、工事着手又は管理開始の日の15日前までに公園施設設置許可申請書(第 2 号様式)又は公園施設管理許可申請書(第 3 号様式)及び関係書類を市長に提出しなければならない。

第 8 条 条例第 3 条第 1 項に掲げる行為の許可を受けた者、公園施設の設置若しくは管理の許可を受けた者、公園の占用許可を受けた者又は有料公園施設の使用許可を受けた者が、それらの許可を受けた事項を変更しようとするときは、それぞれ第 4 条から前条までの規定に準じて速やかに許可変更申請書(第 5 号様式)を市長に提出しなければならない。

第15条 条例第11条の 2 の規定により減免する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(2) 条例第11条の 2 第 3 号から第 7 号までの規定に該当する場合全額

2 使用料の減免を受けようとする者は、公園・有料公園施設使用料減免申請書(第8号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

3 市長は、使用料の減免をしたときは、公園・有料公園施設使用料減免通知書(第9号様式)を交付する。ただし、市長が交付の必要がないと認めるときは、この限りでない。

(5) 公園管理事務の手引き（平成22年6月。公園施設の設置・管理許可）

3 許可期間

許可期間は 10 年を越えることはできない。許可を更新する場合も同様である（公園法第 5 条第 3 項）。実務的には、公園施設の運用内容のチェック等公園管理の適正化を図るため、原則として許可期間を 1 年以内としている。

ただし、設置許可の場合においては、構造物（工作物）の設置に伴う初期投資にかかる費用を鑑み、許可期限を 3 年以内とし、その後は 3 年毎に評価を行い、継続することに特に支障が無いと認められる場合には更新ができるものとする。

2 公園管理課及び花とみどり課の見解

(1) 設置許可について

ア 設置許可申請者

（社）久米崇聖会（平成 25 年 4 月に社団法人から一般社団法人へ移行。以下「（一社）久米崇聖会」という。） 理事長 古謝 昇（以下「申請者」という。）

イ 許可について

申請者から平成 22 年 11 月 15 日付けで「公園施設設置許可申請書」及び公園・有料公園施設使用料減免申請書の提出が公園管理課にあった。申請のあった「久米至聖廟」は、公園法第 2 条第 2 項第 6 号及び施行令第 5 条第 5 項第 1 号に規定する「教養施設」であり、法令及び那覇市都市計画マスタープランの地域まちづくり方針、松山公園周辺土地利用計画の整備理念に合致しているものと判断し、平成 23 年 3 月 31 日に公園管理課において設置許可を行った。

ウ 違法性について

請求人は、憲法第 20 条に違反していると主張しているが、久米至聖廟は地域の歴史文化を普及、継承する施設として判断し、公園法第 2 条第 2 項における教養施設として公園法第 5 条第 2 項に基づき「公園施設設置許可」として適正に許可している。

(2) 使用料の全額減免について

久米至聖廟は、申請者が公園法第 5 条の規定に基づき公園施設を設置したものであり、公共的、公益的な施設であることから、条例第 11 条の 2 第 4 号の「公共的団体が公益の目的で使用する場合」に該当すると判断し、規則第 15 条第 1 項第 2 号に基づき全額減免している。本件設置に伴う使用料は、設置許可と同時に全額減免について、那覇市事務決裁規程第 3 条に基づき部長決裁している。

仮に、全額減免しなかった場合の使用料は、次のとおりの計算となる。

$1,335 \text{ m}^2$ （久米至聖廟敷地面積） $\times 360 \text{ 円/月} = 480,600 \text{ 円/月}$

(3) 公園用地の取得について

財理第 1169 号平成 14 年 3 月 29 日付け財務省理財局長より沖縄総合事務局長へ宛てた「優遇措置の取扱いについて」の中で「都市部において公園、緑地の用途に充てる場合の特例」では「都市部（注）に所在する宅地又は宅地見込地で、かつ単独利用可能な未利用国有地を公園、緑地の用途に充てる場合においては、処分等面積の 3 分の 1 について無償貸付できるものとし、その他の部分については時価売払いをするものとする。（注）都市部とは、都道府県庁所在市その他財務局長が定める都市」とあり当時の対応は通達に沿っ

た売買契約であり、請求者の「那覇市は無償で・・・」との記述は正しくない。

(4) 久米至聖廟について

日本における至聖廟は、江戸幕府の文教施策によって、各藩校などの教育機関として建設され、東京都湯島聖堂をはじめ、岡山県備前市閑谷学校聖廟、栃木県足利市足利学校孔子廟、佐賀県多久市多久聖廟などが建てられており、様々な学問の場として孔子の教えや儒学をはじめとする東洋の学術文化を世の中に伝えている。久米の至聖廟においても、琉球王朝時代に設立され、以来久米村の人々を中心に親しまれていることや、明倫堂は琉球における公立学校の始まりとされており、現在も歴史文化的な講座が開設される市民、地域に開かれた施設である。

(5) 学業成就（祈願）カード（100 円/枚）の販売について

学業成就（祈願）カードについては、市で許可したものではなく、以前、販売が行なわれていた時期もあったが、現在では行われていない。

3 事実の確認

監査の結果以下の事実を確認した。

請求理由(1)は、監査の対象外であることから省略する。

請求理由(2)について

(1) 公園施設設置許可について

ア 申請者から、平成 22 年 11 月 15 日に公園管理課に規則第 5 条に規定されている「公園施設設置許可申請書」が提出されていた。申請書には、条例第 7 条で定める事項が記載され、条例第 9 条で規定している設計書等が添付されていた。

平成 23 年 3 月 31 日付けで許可された設置許可状況は次のとおりである。

- ① 設置期間 : 許可の日から平成 26 年 3 月 31 日まで
- ② 施設の構造 : RC 造り一部二階建て
- ③ 建築面積 : 380.41 m²

イ その後、申請者から、平成 23 年 8 月 30 日に設計変更にともなう建築面積等の変更について公園管理課に規則第 8 条に規定されている「許可変更申請書」が提出されていた。変更申請書には、条例第 7 条で定める事項が記載され、条例第 9 条で規定している設計書等が添付されていた。

平成 23 年 9 月 14 日付けで許可された変更設置許可状況は次のとおりである。

主な変更項目	変更前	変更後
工事の着手	平成 23 年 10 月	平成 23 年 12 月
完了予定日	平成 24 年 9 月	平成 25 年 3 月
施設の種類及び数量	建築面積 380.41 m ²	建築面積 456.96 m ² 主な変更点 1. エレベーターの設置義務 2. 多目的トイレの設置義務 3. 非常用階段の取付義務等

ウ 公園施設設置許可の更新状況

申請者から、平成 26 年 3 月 31 日に許可期間が満了する公園施設設置許可の更新申請書が平成 26 年 3 月 18 日付けで提出されており、許可期間が平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで更新された。

(2) 使用料全額減免について

ア 申請者から、平成 22 年 11 月 15 日に公園施設設置許可申請と同時に規則第 15 条第 2 項に規定する公園・有料公園施設使用料減免申請書が市長に提出されていた。徴収については、申請者に交付した公園施設設置許可書の使用料の徴収の有無の欄に「減免」と記載することで当該減免通知書に代えており、使用料の減免通知書は作成されておらず、使用料の徴収はなかった。

イ 期間満了後については、更新手続きに伴い使用料の全額減免が決定され申請者に公園・有料公園施設使用料減免通知書が交付されている。

請求理由(3)について

公園用地の取得費用について

当該公園用地は、旧久米郵便局跡地の国有地であった面積約 6,840 m²のうち約 4,560 m²について平成 18 年 2 月 1 日付け沖総財契第 1039 号により国有財産売買契約を締結、7 億 6,600 万円で購入している。

財理第 1169 号平成 14 年 3 月 29 日付け財務省理財局長より沖縄総合事務局長へ宛てた通達「優遇措置の取扱いについて」は、国有地の売払い等を行うに際し、法令上優遇措置が適用できることと規定されている場合の具体的な取扱いを規定している。この中で「都市部において公園、緑地の用途に充てる場合の特例」では「都市部（注）に所在する宅地又は宅地見込地で、かつ単独利用可能な未利用国有地を公園、緑地の用途に充てる場合においては、処分等面積の 3 分の 1 について無償貸付できるものとし、その他の部分については時価売払いをするものとする。（注）都市部とは、都道府県庁所在市その他財務局長が定める都市」とある。

請求理由(4)について

(1) (一社)久米崇聖会について

現在事項全部証明書及び定款によると久米崇聖会は、一般社団法人であり、久米至聖廟及び明倫堂等を広く一般に公開し、かつての琉球王朝の発展に多大な功績を築いた久米三十六姓の歴史研究、論語を中心とする東洋文化の普及並びに人材の育成を図り、もって地域社会への貢献、世界平和に寄与することを目的とする団体である。

(2) (一社)久米崇聖会の活動内容について（平成25年度事業計画より）

ア 新至聖廟の公開及び体験学習等の受入・案内（別表1参照）

小・中・高校生及び大学生の体験学習

イ 新至聖廟の環境美化

都市公園内における教養施設として環境整備

ウ 久米崇聖会の充実と広報活動

(ア) 会員一体となった釋奠祭禮の充実と強化

(イ) 各門会等への参加協力依頼並びに各報道機関への広報活動

(ウ) 外国語版の新至聖廟案内や、ホームページの整備活用

エ 久米孔子塾と講演会の開催（別表2参照）

(ア) 歴史・文化を通じた教養講座・講演会の開催と講師陣の充実・強化

(イ) 対象は、会員はじめ地域及び一般市民

オ 創立100周年記念事業の取組み

カ 新明倫堂管理方法等の検討

キ 久米崇聖会レポート等の発行

(3) 久米至聖廟設置の経緯等について

ア 久米至聖廟の施設

(ア) 大聖殿

孔子と四配（顔子、曾子、子思子、孟子）が祀られ、一般公開されている。

(イ) 明倫堂

明倫堂は琉球における公立学校の始まりとされており、現在も久米孔子塾と称した歴史文化的な公開講座を「別表」のとおり開催している。

(ウ) 啓聖祀

孔子の父、四配の父が祀られている。

イ 開館時間等

年中無休・拝観時間 9時から17時

拝観料 無料

ウ 設置の経緯

① 那覇市都市計画マスタープラン（平成11年4月策定）について

久米地区を含む那覇西地域について、地域の持つ歴史性や文化性をさらに引き出すことが課題とされ、基本方針のひとつに「福州園や天妃宮などを核とし歴史性を活かしたクニンダのまちづくり」と位置づけている。

② 松山公園周辺土地利用計画（平成15年9月策定）について

松山公園周辺土地利用計画は、久米至聖廟が設置されている現在の松山公園の前身である旧久米郵便局跡地の利用計画である。この中で「久米地域において、琉球王朝時代から久米三十六姓が沖縄の文化、政治、経済に大きく貢献してきた。その由緒ある場所として松山公園内には中国式庭園の福州園が設置されている。

旧久米郵便局跡地の土地活用については福州園と一体となった公園計画とし、観光面での充実と併せ周辺地域の活性化に寄与する都市施設の整備を図ることを目的とする。」旨記載されている。

また、整備理念では「久米村における中国との交流拠点としての歴史性、文化性、精神性に基づいた、地域社会に開かれた公園・まちづくり」とされており、整備方針の中で、「①久米村の歴史性、文化性、儒学的精神性のシンボルとして、また公園施設のシンボルとして大成殿を整備する。②地域のことが良くわかる学習機能を持った施設の整備を図る。」旨記載されている。

体験学習

別表 1

天妃小学校

年度	月	総合学習	学年	人数
平成22年度	11月	施設説明と写生大会	3年生	88名
平成23年度	10月		3年生	80名
平成24年度	2月		6年生	152名

上山中学校

年度	月	総合学習	学年	人数
平成22年度	2月	琉球の歴史	3年生	120名
平成23年度		論語を読む		152名
平成24年度		論語を読む		135名
平成25年度		論語を読む		150名

久米孔子塾

別表 2

年 度	講座名	講師	開 催 回 数	受講者数 (延人数)	
				会 員	一 般
平 成 23 年 度	孔子のおしえ『論語』『六論衍義』	琉球大学名誉教授	6	46	160
	世界につながる港湾都市古琉球の那覇	琉球歴史研究家	3	49	92
	古琉球の久米村	沖縄大学准教授	3	35	138
	久米村士族の漢籍	うるま市教育委員会主幹	2	14	44
	「歴代宝案」を読み解く	沖縄国際大学 教授	4	44	146
	琉球官生と国子監	琉球大学大学院博士課程	3	23	107
	教育をうたう漢詩	元二松学舎大学学長	1	16	124
平 成 24 年 度	琉球処分について	琉球大学教授	4	12	184
	孔子のおしえ『論語』	琉球大学名誉教授	6	50	243
	垣間見る 300 年前の琉球『除葆光の漢詩と共にタイムスリップ』	「除葆光の道を歩もう会」副会長	5	45	180
	久米村士族と進貢使節	琉球大学特命助教授	2	16	70
	琉球絵画の世界	沖縄県教育庁文化財課主任	3	23	80
	応急手当と心肺蘇生法について	日本赤十字社救急法指導員	1	8	8
平 成 25 年 度	孔子のおしえ	琉球大学名誉教授	6	76	170
	「300 年前の漢詩から蘇る文人同士の絆（蔡温、程順則らと除葆光の交友録）」	「除葆光の道を歩もう会」副会長	4	40	116
	琉球聯句・琉球漢詩	琉球大学名誉教授	4	42	92

(4) 学業成就（祈願）カードについて

公園管理課職員からの事情聴取によると「カード販売は市で許可したものではなく、現在は行われていない。（一社）久米崇聖会によると販売期間は平成 25 年 8 月～平成 26 年 1 月 5 日であった。」旨の説明を受けた。平成 26 年 4 月 8 日の監査委員による現地視察においてカードの販売中止を確認した。

(5) 公園法第 2 条第 2 項第 6 号に規定する教養施設について

ア 久米至聖廟の設置されている松山公園の敷地のうち 2,280.14 m²については、国の無償貸付となっている。平成 23 年 2 月 22 日付け那建花第 105 号により那覇市長から内閣府沖縄総合事務局長へ宛てた「松山公園用地にかかる国有財産（土地）の契約内容の変更について（申請）」において、久米至聖廟を公園法第 2 条第 2 項第 6 号 その他の教養施設（同法施行令第 5 条第 5 項第 1 号 陳列館、体験学習施設に該当する。）として建設位置の変更等の申請を行っている。これに対し、平成 23 年 3 月 17 日付け内閣府

沖縄総合事務局長から那覇市長へ宛てた「無償貸付財産（松山公園）の利用計画等の変更承認について」の中で、次のように承認している。

2. 承認内容

- ①指定期日の変更 平成 25 年 3 月 31 日
- ②利用計画：教養施設（久米至聖廟）の建設位置の変更
- ③第三者の承認：社団法人久米崇聖会

イ 上記に関連して、平成 23 年 3 月 2 日付け那建花第 113 号により那覇市長より沖縄県知事へ宛てた「事業計画変更認可申請書」の中で「3 事業計画ロ設計の概要 別添設計の概要を表示する図書」で久米至聖廟は歴史交流施設として申請を行っている。これに対し、平成 23 年 3 月 29 日付け沖縄県知事より那覇市長に対し事業計画変更の認可及び図書の写しが送付されている。

3 監査委員の判断

前記事実関係の確認、請求人の陳述、関係人の事情聴取及び関係書類等から、次のとおり判断する。

(1) 久米至聖廟の設置許可及び撤去について

請求人は、久米至聖廟（孔子廟・明倫堂）は宗教施設であり公園施設設置許可を行うことは違法な財産の管理に当たりかつ憲法第 20 条に違反するとして当該施設の公園施設設置許可を停止させること及び撤去を求めている。

法第 242 条第 1 項に規定されている住民監査請求における「財産の管理」とは、平成 2 年 4 月 12 日最高裁判所判決によると、普通地方公共団体の財産管理行為のすべてが財務会計上の行為としてこれに該当するものではなく、それらの行為のうち「当該財産としての財産的価値に着目し、その価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の財産管理行為」に限られ、非財産的な目的のためにする管理行為は、たとえそれが何らかの形でその財産の財産的価値に影響を及ぼすことがあっても、住民監査請求の対象である「財産の管理」には該当しないと解される。

公園施設設置許可は、財産の財産的価値の維持・保全に該当するものではなく、非財産的な目的のための行為である。もって、本件設置許可は、法第 242 条第 1 項にいう「財産の管理」にかかる行為に該当しないことから、住民監査請求の対象とはならない。

(2) 本件設置に伴う使用料について

請求人は、（一社）久米崇聖会に対し宗教施設である久米至聖廟を公園施設として無償で設置させていることは、憲法第 89 条が禁止している公の財産を

宗教上の組織又は団体の使用、便益又は維持のためにその利用に供することに当たり（一社）久米崇聖会は不当な利得を得ており那覇市は損害を被っていると主張している。

ア 住民監査請求の期間制限について

本件設置に伴う使用料については、法第 240 条第 1 項に規定する「債権」であり、法第 237 条第 1 項の「財産」に該当する。一般に使用料はその行政財産の維持管理又は減価償却費に当てるべきものと解することができることから、使用料の徴収は、財産の価値の維持・保全を図る財務的処理を直接の目的とする財務会計上の行為としての財務管理行為に該当する。もって、使用料の徴収に関しては、「財産の管理」の「財産」に該当すると判断する。

昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判所判決によると、法第 242 条第 1 項に規定する「怠る事実」に係る期間制限については、「当該普通地方公共団体の長その他の財務会計職員の特定の財務会計上の行為を違法であるとし、当該行為が違法、無効であることに基づいて発生する実体法上の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実としているものであるときは、当該監査請求については、右怠る事実に係る請求権の発生原因たる当該行為のあった日又は終わった日を基準として同条第 2 項の規定を適用すべきもの」とされている。

もって、請求人は、本件設置許可と同時に行われた全額減免という財務会計上の行為が違法、無効であることに基づいて発生する使用料の請求権の不行使をもって財産の管理を怠る事実と主張するものであり、請求権が発生すると思われる当該行為である全額減免の決定した日を基準日として法第 242 条第 2 項の規定を適用する必要がある。

また、平成 14 年 10 月 15 日最高裁判所判決は、「法第 242 条第 2 項本文にいう当該行為のあった日とは一時的行為のあった日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味するものと解する。前記事実関係によれば、本件監査請求においては、本件賃貸借契約の締結がその対象となる行為とされているところ、契約の締結行為は一時的であることから、これを対象とする監査請求においては契約締結日を基準として同項本文の規定を適用すべきである」としている。

そこで、本監査請求では、本件設置に伴う使用料の全額減免の決定は一時的行為であるから、決定日を基準として、法第 242 条第 2 項を適用する。つまり、全額減免の決定は平成 23 年 3 月 31 日であり、本件監査請求がなされた平成 26 年 2 月 25 日は当該行為のあった日から 1 年を経過している。

イ 法第 242 条第 2 項ただし書について

法第 242 条第 2 項ただし書では、「ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定されている。

このただし書については、平成 14 年 9 月 12 日最高裁判所判決は、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」としている。

これを本件監査請求の対象である久米至聖廟についてみると、松山周辺の土地利用計画については平成 15 年 9 月に策定され、その後ワークショップによる地域住民との意見交換も行われるなど久米至聖廟の建設予定については確認できる状態になっており、使用料も含め、相当の注意力をもって調査すれば監査請求することは可能であったと認められるので、当該行為のあった日から 1 年を経過している平成 26 年 2 月 25 日に監査請求を行ったことについて「正当な理由」があると認められない。

5 結論

以上のことから、本件設置許可については法第 242 条に定める住民監査請求の対象とはならないこと、本件設置に伴う使用料については同条第 2 項に定める期間を経過していること及び同項に規定する正当な理由もないことから、本件請求は不適法であり、却下する。

6 意見（法第 199 条第 10 項に基づく意見）

平成 23 年 3 月の本件設置許可手続きでは、公園管理課は申請人の使用料減免申請に対し設置許可書の使用料の徴収の有無の欄に「減免」と記載することでその承認に代えるという不適切な事務処理を行っていたが、平成 26 年 3 月の更新手続きにおいては、申請人に対し規則第 15 条第 3 項に規定する公園・有料公園施設使用料減免通知書を交付しており事務の改善がみられた。

また、許可条件として営利行為を禁止していたにも関わらず学業成就（カード）の販売行為については、請求人から指摘されるまで把握していなかったなど公園施設の管理を怠っている状況が確認された。

公園管理課においては、条例及び規則等に基づく適正な手続き及び公園施設の適切な管理を行うための対策を望むものである。

那 監 公 表 第 2 号

平成 26 年 4 月 30 日

掲 示 済

那覇市監査委員

新 城 和 範

同

宮 里 善 博

同

翁 長 俊 英

同

亀 島 賢 二 郎

那覇市職員措置請求監査結果について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定に基づき、住民監査請求に係る監査を執行したので、同項の規定によりその結果を、次のとおり公表する。

第1 監査の請求

1 請求人

板谷 清隆

2 請求書の提出

平成 26 年 2 月 25 日

3 請求の要旨（原文のとおり）

那覇市は翁長雄志市長に対し、金 166,750,000 円の損害賠償金を請求せよ。

4 請求の理由（原文のとおり）

(1) 平成 20 年 10 月 1 日に社団法人那覇市身体障害者福祉協会が那覇市に提出した応募書類「那覇市障害者福祉センター指定管理者指定申請書」の平成 21 年度から 25 年度までの各年度の収支予算計画書で指定管理料は、819 万円となっている。（総額 40,950,000 円）

(2) 那覇市は、那覇市障害者福祉センター基本協定書（平成 21 年 3 月 24 日締結）を根拠に平成 21 年度から平成 25 年度まで各年度 4,154 万円が社団法人那覇市身体障害者福祉協会に指定管理料として支出され続けてこられた。（総額 207,700,000 円）

(3) ところが那覇市障害者福祉センター指定管理者募集要項には、障害者福祉センターの管理や運営にかかる経費（指定管理料）は指定管理の候補者が申請した金額をもとに、市と指定管理者との間で協議のうえ、予算の範囲内で単年度毎に協定して定めますと規定し、又、申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合（軽微なものについて面接の際に訂正を認めることもあります）は、申請は無効としますとの規定がある。

(4) よって、社団法人那覇市身体障害者福祉協会が申請した指定管理料 819 万円の 5 年間、総額 40,950,000 円で那覇市障害福祉センター基本協定書を締結しなければならない。故に、那覇市が社団法人那覇市身体障害者福祉協会と平成 21 年 3 月 24 日に締結した那覇市障害者福祉センター基本協定書で定めた総額 207,700,000 円は明らかに無効である。以上の理由により、翁長雄志市長はその差額である 166,750,000 円を不当に支出させ、那覇市に損害を与えたのでその公金を那覇市に返還しなければならない。

(5) また、那覇市は、平成 24 年 9 月議会において那覇市身体障害者福祉センター条例を改正し、それまで条例上行えなかった障害福祉サービス事業を実施出来るようにしたにもかかわらず、社団法人那覇市身体障害者福祉協会との那覇市障害者福祉センター基本協定書、那覇市障害者福祉センター年度協定書の変更を怠り、社団法人那覇市身体障害者福祉協会へ障害福祉サービス事業に取り組むように指導しなかった事は、公金を不当に支出させたものである。

(6) 平成 25 年度は、この手続きと指導を怠った事により那覇市から支出された

4,154万円の内1,830万円は障害福祉サービス事業を実施しておれば、本来国や県より補助金として受けられるものであった。翁長雄志那覇市長の監督責任は極めて重大である。

5 事実証明書

- ① 那覇市障害者福祉センター指定管理者募集要項
- ② 那覇市障害者福祉センター指定管理者応募書類
- ③ 那覇市障害者福祉センターの指定管理予定候補者の選定について（答申）
- ④ 那覇市障害者福祉センター基本協定書
- ⑤ 那覇市障害者福祉センター業務仕様書
- ⑥ 平成21年度 那覇市障害者福祉センター年度協定書・決算書
- ⑦ 平成22年度 那覇市障害者福祉センター年度協定書・決算書
- ⑧ 平成23年度 那覇市障害者福祉センター年度協定書・決算書
- ⑨ 平成24年度 那覇市障害者福祉センター年度協定書・決算書
- ⑩ 平成25年度 那覇市障害者福祉センター年度協定書
- ⑪ 那覇市障害者福祉センター条例（新）・（旧）
- ⑫ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に規定する障害福祉サービスの内容
- ⑬ 那覇市地域活動支援センターⅡ型事業実施要綱
- ⑭ 平成18年度 那覇市地域活動支援センターⅡ型事業委託契約書
- ⑮ 平成18年度 特別会計収支決算書報告書
- ⑯ 資料1 平成19年度 那覇市障害者福祉センター収支決算書（例）
- ⑰ 平成17年度 那覇市障害者福祉センター管理運営事業収支決算書
- ⑱ 平成19年度 決算報告書（管理運営事業・Ⅱ型事業）・予算見積書
- ⑲ 平成20年度 決算報告書（管理運営事業・Ⅱ型事業）・予算見積書

6 補正した事項

- (1) 請求人の住所、職業、氏名欄の明記及び住民票の提出
- (2) 書面の提出

事業計画変更及び補助金1,830万円の算定根拠について記述した書面の提出があった。

第2 請求の受理

本件措置請求は、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定する要件を備えているものと認め、これを平成26年3月3日に受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

- (1) 指定された職員
那覇市長

(2) 請求人が求める措置内容

那覇市障害者福祉センター指定管理料にかかる損害賠償措置請求

(3) 判断すべき内容

那覇市障害者福祉センター基本協定（以下「基本協定」という。）及び那覇市障害者福祉センター年度協定（以下「年度協定」という。）並びにそれらに基づく指定管理料の支出が違法又は不当にあたるか否か

なお、請求人の請求理由（5）及び（6）の障害福祉サービス事業の実施については請求の要旨に含まれていないため判断しない。

2 請求人の証拠の提出、陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 26 年 4 月 8 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。なお、新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部局及び事情聴取

福祉部障がい福祉課を監査の対象部局とし、法第 199 条第 8 項の規定により、関係書類を徴し監査を実施するとともに、平成 26 年 3 月 28 日に関係職員から事情を聴取した。

第 4 監査の結果

1 障がい福祉課の説明

(1) 収支予算計画書について

平成 20 年 10 月 1 日付けで社団法人那覇市身体障害者福祉協会（平成 26 年 4 月 1 日付け一般社団法人の登記。以下「(一社)那覇身協」という。）が提出した収支予算計画書は、施設の維持管理に係る経費のみを示したものである。

平成 20 年度までは、施設の維持管理に係る指定管理の協定と、地域活動支援センターⅡ型事業（以下「Ⅱ型事業」という。）の委託契約を分けて締結しており、平成 21 年度からは併せて指定管理に係る業務とする事を公募説明会で説明していたが、応募者からは施設の維持管理に係る経費のみの収支予算計画書が提出された。

平成 20 年度当時の担当者に確認したところ、申請書類の収支予算計画書の不備を指摘し、改めて募集要項の説明書きのとおり、施設の維持管理に係る経費及びⅡ型事業に係る職員の人件費等の経費を合算した収支予算計画書を提出するよう求めたとのことである。しかし、応募した（一社）那覇身協の職員にも確認したところ、説明を受けたという認識はなく、改めて収支予算計画書を提出することはなかったとのことであった。

(2) 基本協定の指定管理料について

（一社）那覇身協と具体的に協議を行い、事業計画書で示された施設の維持管理及びⅡ型事業を職員 12 人体制で実施する事について、平成 20 年度の施設の維持管理に係る経費と、Ⅱ型事業の委託料の実績を勘案して基本協定を締

結した。

(3) 申請の無効について

募集要項の留意事項は、提出された申請書類の内容と那覇市身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）の指定管理予定候補者（以下「予定候補者」という。）を選定する那覇市保健福祉医療審議会障がい者部会（以下「障がい者部会」という。）における事業計画の説明が異なるような事があれば無効とする趣旨を定めたものである。

(4) 障がい者部会への説明について

平成 20 年当時の担当者に確認したところ、同年 7 月 23 日及び 8 月 18 日に開催した障がい者部会において、平成 21 年度からの新たな指定管理者を募集するにあたり、Ⅱ型事業及び施設の維持管理に関する業務内容と指定管理料に含まれる経費は、人件費、事業費等、全てを含む事を説明したとのことである。

2 事実の確認

監査の結果、次の事実を確認した。

請求理由(1)、(2)及び(3)については争いのない事実である。

請求理由(4)について

(1) 障がい者部会の審議について

① 第 1 回障がい者部会への諮問について

平成 20 年 7 月 23 日開催の第 1 回障がい者部会において、センターの予定候補者の選定について市長から諮問があった。議事録によると、センターの施設概要、実施事業等及び指定管理者募集の概要として主にⅡ型事業の事業概要と利用状況について説明を行っている。センターの施設概要について、委託料は、施設管理費（光熱水費、保守管理業務、環境維持管理業務に係る経費等）と事業運営費（人件費と運営費）の二つから構成されていることについて説明を行っている。

② 第 2 回障がい者部会について

平成 20 年 8 月 18 日開催の第 2 回障がい者部会において、事業実施要綱（案）、募集要項（案）、選定基準（案）について審議を行っている。

③ 第 3 回障がい者部会について

センター指定管理者は、平成 20 年 9 月に公募したところ、現指定管理者である（一社）那覇身協 1 団体のみの応募であった。平成 20 年 10 月 21 日開催の第 3 回障がい者部会において、（一社）那覇身協を予定候補者として選定、同年 12 月議会の議決を経て当該団体を指定管理者として指定した。議事録によると、応募団体は（一社）那覇身協 1 団体のみであること、また当該団体だからできる優位性について説明を求めているほか運営方

針、実施体制、事業内容、利用者の安全対策等の具体的な事業運営に関し審議が行われている。

(2) 基本協定の締結状況

① 指定期間：平成18年4月1日～平成21年3月31日

協定締結日：平成18年3月31日

(単位 千円)

年 度	基本協定 (上限額)	年度協定(A) 指定管理料 (管理運営費)	業務委託料 (Ⅱ型事業等) (B)	合計(C) (C)= (A)+ (B)
18	21,786	5,506	16,700	22,206
19		8,140	33,400	41,540
20		8,140	33,400	41,540

② 指定期間：平成21年4月1日～平成26年3月31日

協定締結日：平成21年3月24日

基本協定 (上限額)：2億770万円

各年度協定額 (平成21年度～平成25年度)：4,154万円

(3) 事業の実施状況

① 条例第3条に規定するセンターの事業

第1号：法第77条第1項第9号の事業

第2号：法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業

第3号：障がい者に関する各種の相談事業

第4号：障がい者に対する機能訓練事業

第5号：その他市長が必要と認める事業

② 事業の実施状況

上記事業のうち指定管理料で実施する事業 (第1号、3号、4号、5号) について事業実績報告より次のとおり確認した。

第1号の事業

ア 延利用者数 9,747人 (開所日数 242日) (平成25年度)

那覇市障がい者福祉センター (地域活動支援センターⅡ型) 利用状況									
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	その他
障 害 別	肢体	6,974	1,591	3,648	879	573	168	115	0
	聴覚	515	116	301	98	0	0	0	0
	内部	290	262	0	24	4	0	0	0
	視覚	1,740	1,288	403	49	0	0	0	0
	精神	113	50	38	25	0	0	0	0
	その他	115	0	0	0	0	0	0	115
	計	9,747	3,307	4,390	1,075	577	168	115	115

イ 1日平均利用者数 約40人

ウ 活動別利用状況（延利用者数）

平成25年度 那覇市障がい者福祉センター（地域活動支援センターⅡ型事業）活動別利用状況																						
活動メニュー	送迎	入浴	健康チェック	リハビリ	マッサージ	音楽療法	健康体操	三線	スポーツ教室	言語療法	リズム体操	書道	カラオケ	アロマセラピー	アート教室	陶芸	手話	絵画	交流	行事	その他	合計
	13,684	420	9,486	5,808	1,287	478	737	527	597	219	542	995	707	524	460	916	309	513	616	483	1,383	40,891

第3号の相談事業は、医療、福祉、生活、結婚、就職等各種相談を行っている。

第4号の機能訓練事業は、自主リハビリを希望する者への機能訓練としての場、交流の場の提供等を行っている。

第5号のその他の事業は、スポーツレクリエーション等を実施している。

(4) 収支予算計画書

収支予算計画書（平成21年度～平成25年度）は、各年度819万円で作成されており、管理運営に要する経費等について募集要項では次の旨記載されている。

① 指定管理料

「※申請の際の収支予算計画書（様式11）については、平成19年度の施設の収支決算書の資料1を参考に提案をお願いします。」

② 指定管理料に含まれる経費

指定管理料には、人件費、事務費（通信運搬費、修繕費、委託費等）、事業費などすべてを含むものとする。

また、上記①指定管理料の資料1の平成19年度の施設の収支決算書の備考欄には、指定管理料（814万円）と業務委託料（3,340万円）は統合する旨記載があり、収支決算額は、4,154万円となっている。

3 監査委員の判断

請求人は、（一社）那覇身協との間で平成21年3月24日締結した基本協定の平成21年度から25年度までの指定管理料総額2億770万円（各年度4,154万円）は、平成20年10月1日に（一社）那覇身協が提出した申請書類の収支予算計画書に記載された指定管理料総額4千95万円（各年度819万円）で基本協定を締結すべきであると主張し、その差額1億6,675万円は、不当な支出であるとして損害賠償請求を求めている。

このことについて、以下のように判断する。

(1) 住民監査請求の期間制限について

請求人は平成21年3月24日締結の基本協定で定めた指定管理料が違法または不当であり当該基本協定に基づく支出が財務会計上の違法又は不当な公

金の支出に当たるものと主張しその是正を求める趣旨である。

指定管理者の協定においては、基本協定とは、管理の基準、指定期間、業務の範囲、指定管理料の支払い、変更等の基本的事項について「基本協定書」として規定するものであり、各年度で行う業務内容、指定管理料等については、「年度協定」として、毎年度、地方公共団体と指定管理者との間で協議し規定するものである。よって、本件監査請求の対象となる財務会計上の行為は年度協定である。

年度協定の締結は、財務会計行為の契約の締結又は履行に該当することから法第 242 条第 2 項「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときは、これを行うことができない。」の規定により期間の制限を受ける。

また、平成 14 年 10 月 15 日最高裁判所判決は、「法第 242 条第 2 項本文という当該行為のあった日とは一時的行為のあった日を、当該行為の終わった日とは継続的行為についてその行為が終わった日を、それぞれ意味するものと解される。前記事実関係によれば、本件監査請求においては、本件賃貸借契約の締結がその対象とされているところ、契約の締結行為は一時的行為であることから、これを対象とする監査請求においては契約締結日の日を基準として同項本文の規定を適用すべきである。」としている。

よって、本件監査請求では、年度協定の締結は一時的行為であることから、協定締結日を基準として法第 242 条第 2 項を適用する。つまり、本件請求がなされたのは平成 26 年 2 月 25 日であるから平成 25 年 2 月 25 日以前の財務会計行為については、法第 242 条第 2 項に定める監査請求期間を徒過している。

なお、法第 242 条第 2 項ただし書では「ただし、正当な理由があるときは、この限りではない。」と規定されている。

このただし書については、平成 14 年 9 月 12 日最高裁判所判決は、「正当な理由の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきもの」としている。

これを本件監査請求の対象である年度協定についてみると、センター指定管理者については、公募を行い平成 20 年 12 月議会の議決を経て指定管理者の指定を行い、公表の後平成 21 年 3 月 24 日に基本協定を締結している。そして、毎年度、年度協定を締結しており、相当の注意力をもって調査すれば監査請求することは可能であったと認められるので、当該行為のあった日から 1 年を経過している平成 25 年 2 月 25 日以前の支出負担行為（年度協定の

締結）、支出命令及び支出行為については「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、法第 242 条第 2 項に定める監査請求期間を充足するのは、平成 25 年 2 月 26 日以降に行われた支出負担行為（年度協定の締結）、支出命令及び支出行為である。

(2) 収支予算計画書の不備について

収支予算計画書の不備については、上記 2 事実の確認の請求理由(4)の(2)①において確認したとおり、(一社)那覇身協は収支予算計画書を指定管理料 4,154 万円で作成すべきところ誤って平成 19 年度及び平成 20 年度に倣い施設の維持管理に係る経費のみの 819 万円で作成していると思料される。そして、これに対し、障がい福祉課は、提出された収支予算計画書の不備について十分な指導を行っていない。

(3) 申請の無効について

請求人は、募集要項の留意事項「申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合は、申請は無効とします。」との規定を根拠に基本協定書で定めた総額 2 億 770 万円は明らかに無効であると主張しているが、(一社)那覇身協から申請書類提出後において事業計画の内容を変更した書類の提出はない。よって、請求人の主張する申請の無効には当たらない。

指定管理者制度は、施設を所有する地方公共団体の負担の軽減だけが目的ではなく、併せて市民サービスの向上も目的としている。

2 事実の確認の請求理由(4)の(3)において確認したとおり、事業内容、利用者数及びさまざまな障害種別、障害等級のある市民がセンターを利用してしている状況を考慮すると、センターの管理運営に必要な経費として支出した指定管理料は不当な支出には当たらない。

(4) 障がい者部会における審議について

障がい者部会における収支予算計画書に関する審議については、上記 2 事実の確認の請求理由の(4)の(1)において確認したとおり、平成 20 年 7 月 23 日、8 月 18 日開催の障がい者部会において、予定候補者の選定について、事業実施要綱(案)、募集要項(案)、選定基準(案)等について審議を行っていることから、障がい者部会は予定候補者の選定に当たり、センター指定管理料は 4,154 万円相当であることを前提として(一社)那覇身協を予定候補者として選定したと思料される。

4 結論

以上のことから、年度協定の締結及び事業の実施にあつては、違法性又は不当性について認められないことから、それに伴う公金支出は、市に損害を与えるとする請求人の主張には理由がないものと判断し、本請求を棄却する。

5 監査委員の意見

障がい福祉課は、応募者から提出された申請書類について、申請書類の不備を防ぐため、応募申請された団体の書類を整理、点検し適切な状態に整えて候補者選定委員会に提出するべきであるが、（一社）那身協に対し一度は、書類の差替えを指導しているものの書類が再提出されてない事について改めて指導した形跡がない。これは、センターの指定管理者公募による応募団体が（一社）那身協1団体のみであったことに加え、当該団体は平成12年よりセンターの管理運営を受託し、指定管理者制度を導入した平成18年度当初から指定管理者としてセンターの管理運営を行ってきた実績があったこと等から障がい福祉課職員の緊張感の欠如による不適切な事務処理を行ったと思われる。

また、上記以外にも基本協定書に規定している書類が未整備であるなど適切に事務処理がなされていない状況が確認された。

（一社）那身協は、障害者の当事者団体であり指定管理者制度及び障害福祉に関する各種制度の手続きに精通しているとは言い難い。

障がい福祉課においては、当事者団体に対するより一層丁寧な説明と指導が求められると同時に、事業の執行に当たっては条例及び規則等に基づく適切な手続きと内部チェックの一層の強化を図ることを望むものである。

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第3号

平成26年5月15日

那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安次富 哲 雄

那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開条例施行規則(昭和63年那覇市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市公平委員会の管理する公文書の公開等について、<u>那覇市情報公開条例(昭和63年那覇市条例第1号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例の施行) 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、<u>那覇市情報公開条例施行規則(昭和63年那覇市規則第1号)</u>の規定の例による。 (事務の委任) 第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>法規担当の担当副参事</u>に委任する。 (1) 条例<u>第7条</u>の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 (2) 条例<u>第11条第1項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。	(趣旨) 第1条 この規則は、那覇市公平委員会の管理する公文書の公開等について、<u>那覇市情報公開条例(平成26年那覇市条例第26号。以下「条例」という。)</u>の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 (条例の施行) 第2条 条例の施行については、次条その他別に定める場合のほか、<u>那覇市情報公開条例施行規則(平成26年那覇市規則第12号)</u>の規定の例による。 (事務の委任) 第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>情報公開担当職員</u>に委任する。 (1) 条例<u>第6条第1項</u>の規定による公開請求の受付及び受理に関すること。 (2) 条例<u>第19条第1項</u>の規定による不服申立ての受付及び受理に関すること。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。

